

第六十八回国会 衆議院 逓信委員会 議 録 第九号

昭和四十七年四月十九日(水曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 高橋清一郎君

理事 加藤常太郎君

理事 本名 武君

理事 古川 喜一君

理事 栗山 礼行君

理事 池田 清志君

金子 岩三君

佐藤 守良君

羽田 孜君

林 義郎君

阿部未喜男君

武部 文君

出席國務大臣

郵政大臣 廣瀬 正雄君

出席政府委員

郵政大臣官房長 森田 行正君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 柏木 輝彦君

委員外の出席者

日本電信電話公 社總裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社營業局長 遠藤 正介君

日本電信電話公 社計画局長 清水 通隆君

日本電信電話公 社施設局長 三宅 正男君

日本電信電話公 社經理局長 好本 巧君

日本電信電話公 社データ通信本 部長 朴木 実君

逓信委員会調査 室長 佐々木久雄君

委員の異動
四月十四日
辭任

宇田 國榮君

小淵 惠三君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

同日

砂原 格君

吉田 実君

本日の會議に付した案件

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○高橋委員長 これより會議を開きます。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

一 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)附則第二項
二 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十九号)第三項第三項
三 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三十八号)第一条
(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)
第二条 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条第一項第一号及び第二号を次のように改める。
一 単独電話に係る加入電話加入申込をした者
加入電話加入申込に係る電話取扱局(公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第二十五条に規定する電話取扱局をいう。以下同じ。)の種類(度数料金局及び定額料金局の種類を含む。以下電話取扱局について同じ。)に同じ、それぞれ次に掲げる額
イ その電話取扱局が度数料金局である場合は、五級度数料金局については十五万円以内において、一級度数料金局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の度数料金局については、これらの額を基準とし、度数料金局の種類ごとに政令で定める額
ロ その電話取扱局が定額料金局である場合は、七級定額料金局については八万円以内において、一級定額料金局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の定額料金局

については、これらの額を基準とし、定額料金局の種類ごとに政令で定める額
二 共同電話に係る加入電話加入申込をした者
加入電話加入申込に係る電話取扱局及び共同電話の種類に同じ、それぞれ次に掲げる額
イ その電話取扱局が度数料金局である場合は、五級度数料金局については五万円以内において、一級度数料金局については一万円以内において、それぞれ共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の度数料金局については、これらの額を基準とし、前号イの政令で定める額を参照して、度数料金局及び共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
ロ その電話取扱局が定額料金局である場合は、七級定額料金局については三万円以内において、一級定額料金局については一万円以内において、それぞれ共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の定額料金局については、これらの額を基準とし、前号ロの政令で定める額を参照して、定額料金局及び共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
第二項第一項第四号中「第一号」を「第一号イ又はロ」に改める。
第三条第一項中「十級局から十四級局までの単独電話については十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、十級局から十四級局までの単独電話以外の種類の加入電話及び」を「五級度数料金局の単独電話については十万円以内において、七級定額料金局の単独

電話については五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級度敷料金局及び七級定額料金局の単独電話以外の種類の加入電話並びに「その額」を「これらの額」に改める。

第七条の見出し中「加入申込」を「加入申込等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条の規定は、加入電信の附屬設備の設置又は増設の請求の場合に準用する。

第七条の二を次のように改める。

(公衆通信回線使用契約の申込みの場合の債券の引受け)

第七條の二 公衆通信回線使用契約（公衆電気通信法第五十五條の十第二号に規定する公衆通信回線使用契約をいう。以下同じ。）の申込み（三十日以内の使用期間を指定しするものを除く。）をした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

一 加入電話の電話回線に係る公衆通信回線使用契約の申込みをした者

その申込みに係る電話取扱局の種類に応じて、十五万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

二 加入電信の電信回線に係る公衆通信回線使用契約の申込みをした者

十五万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

2 第二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第七條の二の次に次の一條を加える。

(データ通信設備使用契約の申込み等の場合の債券の引受け)

第七條の三 データ通信設備使用契約（公衆電気通信法第五十五條の十九に規定するデータ通信設備使用契約をいう。以下同じ。）の申込み（三十日以内の使用期間を指定しするものを除く。）をした者は、公社がその申込み

つき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

一 加入電話の電話回線又は加入電信の電信回線に係るデータ通信設備使用契約の申込みをした者

そのデータ通信設備使用契約が加入電話の電話回線に係るものであるときは前条第一項第一号の、加入電信の電信回線に係るものであるときは同項第二号の規定により引き受けるべき債券の払込額に相当する額に、そのデータ通信設備使用契約に係るデータ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器（データ通信設備使用契約者が設置するものを除く。）について、その設置に通常要する費用の額を基準として機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を加えて得た額

二 データ通信設備使用契約（前号に規定するものを除く。）の申込みをした者

そのデータ通信設備使用契約に係るデータ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器（データ通信設備使用契約者が設置するものを除く。）について、その設置に通常要する費用の額を基準として機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

2 第二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五條の規定は、データ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器の増設又は種類の変更の請求の場合に準用する。

第九條第一項中「加入者」の下に「公衆通信回線使用契約の申込みをした者」を加える。

第十一條中「若しくは第四号」の下に「第七條の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第七條の三第一項第一号若しくは第二号」を加え、「第七條の二第三項」を「第七條の三第三項」に改め、「第六條第一項」の下に「第七條第

三項において準用する場合を含む。」を加え、「第七條の二第二項若しくは」を「若しくは」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二條（電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（以下「電信電話拡充法」という。第二條第一項及び第三條第一項の改正規定を除く。）の規定は公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第六十六号）附則第一項の政令で定める日から、第二條（電信電話拡充法第二條第一項及び第三條第一項の改正規定に限る。）並びに次項及び附則第三項の規定は昭和四十八年四月一日から施行する。

(第二條の規定による電信電話拡充法の一部改正に伴う経過措置)

2 次に掲げる通知、復旧工事又は設置で、公衆電気通信法の一部を改正する法律附則第三項の規定により日本電信電話公社（以下「公社」という。）が指定する電話取扱局（以下「指定電話取扱局」という。）で同項の規定により当該指定電話取扱局につき公社が指定する日（以下「指定日」という。）が昭和四十八年三月三十一日以前であるもの又は指定電話取扱局以外の電話取扱局に係るものに係る電信電話債券の引受けについては、なお従前の例による。

一 昭和四十八年三月三十一日以前に電信電話拡充法の規定により公社が発した承諾又は請求に必ずべき旨の通知

二 昭和四十八年三月三十一日以前に完了した有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第九十八号。以下「施行法」という。）第十二條第一項に規定する戦災電話の復旧工事

三 昭和四十八年三月三十一日以前に完了した施行法第九條第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置

次に掲げる通知、復旧工事又は設置で、前項に規定する指定電話取扱局以外の指定電話取扱局に係るものに係る電信電話債券の引受けについては、なお従前の例による。

局に係るものに係る電信電話債券の引受けについては、なお従前の例による。

一 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に電信電話拡充法の規定により公社が発した承諾又は請求に必ずべき旨の通知

二 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に完了した施行法第十二條第一項に規定する戦災電話の復旧工事

三 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に完了した施行法第九條第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置

理 由

電信電話等に対する国民の依然としておう盛な需要を充足するため日本電信電話公社が公衆電気通信設備を一層急速かつ計画的に拡充する必要がある実情にかんがみ、加入電話加入申込者等による電信電話債券の引受け制度、電話交換方式の自動化の実施に伴う電話交換要員の退職につき特別の給付金を支給する制度及び電話加入権に資格を設定することができる制度の存続を図るとともに、公衆通信回線使用契約申込者に電信電話債券を引き受けさせる等電信電話債券の引受け制度の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。郵政大臣廣瀬正雄君。

○廣瀬國務大臣 まず、きょうはたいへん時間をおくらせまして相済みませんでした。おわび申し上げます。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

電信電話等に対する国民の依然として旺盛な需要を充足するため、電信電話債券の引き受け制度等、加入電話などの拡充に必要な諸制度の存続をはかるとともに所要の整備を行なおうとするものであります。

この法律案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、加入電話加入申し込み者等による電信電話債券の引き受け制度、電話交換方式の自動化の実施に伴い一時に過剰となる多数の電話交換要員の退職につき特別の給付金を支給する制度及び電話加入権に質権を設定することができ、この制度の存続をはかるため、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律、及び電話加入権質に関する臨時特例法に定めるこれらの制度の期限を十年間延長することとしております。

第二に、電信電話債券の引き受け制度の整備をはかるため、公衆通信回線使用契約または公衆通信回線を使用するデータ通信設備使用契約の申し込み者は加入電話加入申し込みまたは加入電信加入申し込みの場合の例により債券の引き受けを要することとするともに、電話取り扱い局の債券払い込み額を定めるための級別区分を電話使用料の級別区分と同一とする等所要の整備をすることとしております。

なお、この法律案の施行期日であります、第一の制度の存続に関する規定については公布の日から、第二の電信電話債券の引き受け制度の整備に関する規定のうち、公衆通信回線使用契約等に係るものについては公衆電気通信法の一部を改正する法律の施行の日から、その他のものについては昭和四十八年四月一日から施行することとしております。

さらに、昭和四十八年四月一日までに電話料金に関する広域時分制をとっていない電話取り扱い局に係る電信電話債券の引き受けについては、その電話取り扱い局につき電話料金に関する広域時分制を実施するまではなお従前の例によることとする等必要な経過措置を設けております。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○高橋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤守良君。

○佐藤(守)委員 いま大臣から、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由の説明をお聞きしたわけですが、私は、この法律案に基づきまして質問する順序をいたしまして、まず第一に、なぜこれが必要であるかというその理由、その次に、いわゆる電電公社の立てております長期拡充計画の第五次が六兆六千億、第六次といいますが、五十三年から五十七年までが約九兆円、こういう予算ではたしてこれからの情報化社会に対応する、しかも日本国土の再開発の先行的、指導的役割りを果たし得るかという点、そしてこの計画が、四十四年五月三十日に決定しました新全総ののった計画であるかどうかという点につきまして質問をさせていただきます。時間が許せば、過員の退職者の特別給付金の問題、特にこれは民間との比較あるいは職員のその後の問題等について、次は加入者債券の問題あるいは電話加入権の質権を設定する問題について質問をしたいと思っております。私に与えられた時間は約一時間ですのでございまして、できるだけ答弁は簡単にお願いしたいと思っております。

第一番に、いま提案されました郵政大臣に聞きたいのですが、この法律案、いわゆる俗にいう拡充法でございますが、これを簡単にひとつ具体的に説明していただきます、その必要性を説明していただきますのでございまして……。

○廣瀬國務大臣 御承知のように、電電公社におきましては昭和二十八年度から五十九年計画という年次計画を逐次第一、第二、第三、第四次というように続けて実施してまいりましたわけでございます。それによって、電信電話の設備拡充が非常に計画的に進められております。大いに実績をあげておられることについては御承知のとおりでござ

います。この五十九年計画を昭和四十六年度から臨時に七十九年計画に変えまして、そして目標を昭和四十六年度から昭和五十二年という七十九年間に修正をいたしておりますわけでございます。その最終年度末、昭和五十二年におきましては、もうすでに皆さん方御承知のように、ただいま、昭和四十六年度の年度末の積算額は二百八十万程度と聞いておられるわけですが、この電話の二百数十万に達しております積算額、これを五十二年の末にはなくしてしまいたい。そして、申し込みがなければすぐにつけるような状態にまでこぎつけないというところで進んでおられるわけでございます。この俗にいう拡充法、これは積算額を一応なくするための便法である、臨時措置であるということになります。いままで主張してまいりました。そういう観点から申しますと、五十二年にはなくなるからいいじゃないかというような御意見も一応持ち得ますわけでございますけれども、しかし、現在の電話需要の実勢から申しまして、電話がほとんどすべての家庭に必需品となってきた。だんだん国民生活の水準が高くなつてまいりまして、そういうような状況になってまいりまして、そういうふうな状況になりますと、昭和五十三年度以降におきまして、非常に著しい需要があるということになります。電電公社のほうで予想いたしました、その数字なんかははつきり出しておられますが、昭和五十三年度以降再び発生する需要、昭和五十七年度までに現状よりもさらに三百万程度上回るといいうようなことを数字で出しておりますわけでございます。さらにこの加入電話のほかに、データ通信でありますとか、あるいは画像通信でありますとか、その他各種の末端機器というふうな、新しい分野というふうなことから考えますと、もし、この拡充法の資金の確保ができないというところになりますと、五十三年度以降におきましてまた次に電話の大きな積算額がでてくる。それで、これはならないので、もう五十三年度からそういうことも見越しまして、残りの五十九年、つまり五十七年度末までを目途といたしまして、この拡充法

を延期したいというふうなことで、今度皆さん方におはかりを申し上げておりますわけでございます。大体の趣旨は、いま申しましたようなところが要点であるかと思ひます。簡単にやれというところでございまして、以上要点だけ申し上げます。

○佐藤(守)委員 いま郵政大臣からお話聞きまして、けれども、私は大体大臣のおっしゃることはわかるわけですが、具体的にわかりやすくといいたのはそういう意味じゃなかったのです。実は、私、話がちょっと余談になりますが、私の選挙区からある未亡人が東京に上京してきたのです。家庭的に非常に不幸な人です。東京におきましてマッサージの学校に入りまして、ようやく一年しんばうしまして、やっと三月末国家試験を通過したわけですが、これが自分で開業したいわけなんです。ところが電話がない。電話をつけるのに設備料の五万円がないのです。五万円がないということで私は相談を受けたわけなんです。ちょうど私、加入権の質権の設定ということをやったままだって、おたわけです。ですから、この制度を使ったらどうかと思ひまして、私が実は五万円つくりまして融資してもいいということを言ひましたが、彼女はたいへんりっぱな女性でありまして、人のお世話になんたくな、自分の力でやりたいという気持ちを持っておりまして、どこかで金を借りたが借りる方法もないということで、といて電話がつかなくても困るということで相談したわけなんです。そのときこの質権問題、加入権問題を私にお話ししまして、さっそく相談したところ、電話がつけられたわけなんです。私は、ちょうど大臣が苦勞されております庶民金融と同じ、電電の庶民金融じゃないか。実はその前まで電話の加入権の質権の問題は要らないんじゃないかと思つておたわけです。こんな事例が近い最近ありまして、なかなか味のあるいい制度だな、このように思つたわけでございます。

それで私、ちょうど三十五年の議事録を読んでおると、結局拡充法の目的というのは積算額の解

んだん大家族が分かれてまして家族が少数になってきた、核家族に分かれてきたというその二つが影

響しているのではないかと考えておるのでございまして、当時大橋総裁の時代でございまして、確かに予想が違ったというのが事実でございまして。

○佐藤(守)委員 総裁、いまの点で四十七年末で積滞が解消できなかった理由がわかったのです。が、ただかりにその場合に、資金の問題が十分あればどのように変わったのでしょうか。

○米澤説明員 先ほど申し上げましたように、千百万という予想であったものが二千万までやったという事は、予定よりも約九〇%よい工程をやった。これほどよい工程をやったにもかかわらず出てきたということになります。

ただいま資金が十分あったらというお話でございしますが、確かに資金が非常に十分あればこれはやれたかもしれませんが、もともと電話の問題につきましては、基礎設備をある程度用意して架設をしないといわゆるアンバラな計画になる。

ある場所では積滞がたまり、ある場所ではむしろ基礎設備が余る、こういうちぐはぐな状態になるおそれがあるわけでございまして、その点で、もちろん資金が非常に潤沢ならこれは何とかなったかもしれないけれども、実際問題といたしまして、需要というものが一ぺんに発生するのではなくて、地域的にまた時間的に差ができて発生しますから、いまの時点で需要予測と実際の基礎設備のバランスという問題がうまく把握できていないければやはりまずかったのではないかと、こんなふう

に考えております。

○佐藤(守)委員 いま総裁のお話を伺ったわけでありまして、少なくとも資金がないよりはあったほうがもっと要望にこたえられるということはあるだろうと思うのです。というのは、私がなぜこの点をお聞きしたかと申しますと、あとで新全総との関係でこの問題が大切な要素になってくるのでちょっとお聞きしたということでございます。

これから約五カ年、五十二年末までにはたして積滞が解消するかどうかということにつきまして、数字的にまたお聞きしたいと思うわけでござ

います。二加入当り帰納単金の推移という資料を見ておりましたところ、私ほんとうにびっくりしたのです。と申しますのは、昭和三十三年から三十七年までの第二次五カ年計画が一台当たり電話架設にかかる総経費が三十四万三千円、電話一台当たり直接の経費というのですか、架設費が二十二万九千円、ところが現在の第五次五カ年計画、四十八年から五十二年の数字がやはり二十六万三千円、総経費が三十八万九千円であるわけです。いわゆる設備料が第二次の場合は一万円、第五次の場合は五万円、そうしますと一台当たりのコストというのは、昭和三十三年から三十七年の第二次五カ年計画と昭和四十八年から五十二年の第五次五カ年計画の二台当たりの架設費がそう違くないのです。しかも最終の五十二年から五十七年度の平均を見てみても二十八万円でございます。これは常識ではちょっと考えられないわけですが、数字的に見た場合に物価その他からい

きましても、あるいはいろいろ関係からいきましても、電電公社がたいへん御努力されておる、こう思うわけですが、なぜこのように安くておるかという事を実は私は理解に苦しむのですが、その点につきましても御説明をお願いしたいと思うわけですが。

○米澤説明員 お答えいたします。詳しくは所管局長から説明させていただきます。一般的に申しますと電話というものは組み合わせがふえてまいりますとお互いの、技術的に申しますとトランスサーキットと申しまして、それがふえてまいりますと、本来ならば当然上がる性質のものでございまして、たとえば東京あたりでいいますと、ある程度いままでは数が少ない、たとえば百万を割っていたところでは六数字でいくとかいうようなことございまして、それが今度は数がふえて二百万とかいうことになりましてダイヤルを七数字にしなければならぬ。そうするとそのために中継線がふえ、あるいは局の中間スイッチがふえる、そういうふえる要

素が出てまいります。

それから一方は、今度はメーカーの発注、製作の点に関係しますが、大量生産をさせることによって——本来ならばメーカーでも、やはりメーカーで働いておる人のためにベスアップその他が当然この間行なわれておるわけでありまして、けれども、それを大量生産する、あるいはまたいろいろ技術の進歩も考えまして発注の値段を押えてきた、いわゆる個々の値段は上げなかったというところから出てきたわけでありまして、詳しくは局長から説明させていただきます。

○三宅説明員 ただいまの問題につきましてもう少し詳しく申し上げます。

先生御指摘のように、第一次で新しく加入者を付けますのに必要でありました金が一加入当たり十八万六千円程度、これが現在進行中の第四次の五カ年計画中の大体の平均をとって見ますと、二十五万五千円程度ということでございます。第一次に比べて確かにだいぶ上がっております。第二次以降はほぼ二十二万円、二十四万円、二十五万円という程度で推移をしております。この原因はいま総裁が申し上げましたとおりでございますけれども、二次に上がりましたのは、これはそれまでの加入者をつけます場合には、たとえば市外通話が多かったり、また、あるいは交換方式そのものも手動方式のものに相当したというように、単金が一は安かった。二次以後自動化という問題を非常に大きく取り上げてまいりましたので、自動で加入者は新しくつける。さらに市外通話につきましても、二次以降自動化という問題を取り上げておりますので、単金がかって飛躍的にいいますか、飛びまして少し上がったわけでございます。その後は、加入者の数が非常にふえてまいりますと、新しく一名加入者をつけましても全国の加入者につながるようにしなければならぬという意味では、回線網が非常に複雑になってまいります。むしろ金としては相当上がったというところがございますが、ただいま総

裁が申しましたように、一番の大きな原因は技術革新で、たとえば市外回線等につきましても、当時の無装荷ケーブル方式から現在の同軸ケーブルないしマイクロウェーブになって、回線当たりの単金が非常に安いもののでつくることのできるようになったというところが一番大きな原因でござい

ます。そういった点で単金的に非常に安くなっております。そのほかには、この間に資材面でも、物が大量生産によって安くなっております。こういったようなことが原因でございまして、ただこれは新しくつける加入者の問題でございまして、既設の加入者のサービス改善あるいは改良といったような問題につきましては、先ほど申し上げましたような手動であるとか、あるいは待時方式というような、いわばプアーなサービスでございましたので、これももちろん自動化し自即化していくということのために、既設加入者に対しては相当金がかかってきております。ただこれも現在のところもうほとんど自動化を九十数%終わり、自即化も九十数%きておるといふことでございますので、今後はこういったような加入者につきましても、単金的には少し下がってくるんじゃないかというふうに私も考えておりますが、既設加入者は設備がだんだん劣化していく、このための改良といったものにつきましても、今後ともある程度の金はかかっていかなければならない。既設加入者の数が二千万になり二千五百万になっていく将来を考えますと、この維持改良に相当の金を必要とするだろう、絶対額としては相当な額になるだろうということをおわれれば一応覚悟いたしまして、いろいろ検討いたしております。

○佐藤(守)委員 いまのお話で大体理解できたわけですが、実は私、先ほど申し上げましたように、第五次が、電話部門の投資額が総計で五兆三千五百億、加入者が千三百七十六万台、五十二年から五十七年度が五兆九千億、千三百万という数字になるわけですが、その場合に、いまのたとえは経済成長率とか、物価指数とか、賃金のベースとかあるいは工事費その他見ましても、もちろん徹底

合理化されているのはよくわかりますけれども、どうも少しきびしい過ぎるのではないかと感じます。たとえば第五次の五兆三千五百億から次の五十三年から五十七年度を見ましても、たった二%の値上がりしか見てないということとでございまして、御努力はわかるわけですが、どうも洗いな感じがします。いま申されましたように、特にこれからは維持改良費がずいぶんかかってくるのではないかと。そういうようなことを考えますと、どうもそろばんがきついのではないかという感じがするわけでございます。

その次に、実は新規需要がもつとあるのではないかと、こう私は思うわけですが、それで、その前に、実はつい最近の資料があればいいと思うのですが、たとえば一世帯当たり二台以上電話を持つておる家庭がどのくらいあるかということをお聞きしたいわけですが、資料がなければけっこうです。と申しますのはこういうことなんです。実は私の家庭のことを申して恐縮ですが、私、電話を二台持っております。持っておりますけれども、一台は子供の専用みたいなもので、四人子供がおりますが、実は一本はいつかけてもお話し中で、子供が話をしておる。それで広域時分制になると電話料が高くなるからやめてくれと言っておるわけでございますが、大体子供は三十分から一時間電話をかけておるわけですが、それで、そんなに電話を使つてはだめだと言いますと、これが一番安くて、しかもコミュニケーションができるというわけですが。ただ会いに行つてお茶を飲むと、コーヒー代が百五十円、二人で三百円かかる。七円で何時間でもお話しができるというやうなことであります。これは私の家庭のことではないへん恐縮ですが、おそらくこれからは一世帯二台、三台持つ家庭が多くなつてくるのではないかと、もっと進めば一人一台、おそらくこれから国民所得が増加して生活水準も向上することになると、話をするのは電話が一番安いことになるので、一世帯当たり電話が二台以上の家庭が非常にふえてくるのではないかと、こういうやうなことを考えますと、昭和五十二年末が千三百七十六万台、五十三年から五十七年度が千三百万という数字はもつとふえてくるのではないかと感じます。するので、その点についていかがでございますでしょうか。

清水説明員 お答えいたします。ただいま佐藤委員からお話しございました件でございます。現実の姿として確かに先生のおっしゃいますやうなことになるかと思つてございしますが、実はアメリカの普及率等もだいたい参考をいたしておりますと、確かに二回線以上持つております住宅もかなりあるかと思つて、現実の姿をいたしましては、日本の普及率という点で考えますと、四十七年末でまだ百世帯当たり四十二しか電話がない、こういうやうなことでございします。それにひきかえまして、アメリカでございしますと、現在ですと百世帯当たり九十二というところで、日本とアメリカとを比較しますとかなり差があるわけでございますが、私どもの計画で、一応ある十カ年で大体二千五百万、それも大部分が住宅でございします。で、そういう一応進んでまいりますと、五十七年末の姿を一応想定いたしますと、大体百世帯当たりで九十五という数字になるかと思つて、そういうふうになりますと大体現在のアメリカ並みに近づくとおつてございします。確かに一世帯で二個以上の電話を持つておるところもあるかと思つて、これは私も、やはりならしてみても大抵いまのアメリカ水準程度まででございしますから、それほどおかしな数字ではないだらうというやうに実は考えております。

佐藤(守)委員 この問題はもつと突っ込んでお聞きしたいのですが、時間の関係もあるやうでございますから、あとは突っ込みません。もう一つ、電電公社のほうで新しいサービスを考えるにございまして、この場合の設備投資もずいぶん資金の需要は多いと思つて、どういふ新しいサービスを考へておられるかということ、その資金需要をちゃんと御説明願いたいと思つております。

清水説明員 まず新しいサービスにつきましてもちよつと申し上げますが、実は四十五年の八月に確定いたしました電信電話拡充七カ年計画がございします。これにかなり新しいサービスにつきましてもの考え方をいれておりました。たとえばサービスの多様化をいたしまして、通話中の着信、それから伝言電話、それから自動料金の直ちに知り得るやうな、即知とわれわれは言つておりますが、そういうものの、それから建物の中の携帯電話あるいは自動車電話、こういったふうなものを一応新しいサービスの多様化として考へております。もちろんすでに発売いたしております押しボタンダイヤル電話機によりまして短縮ダイヤル、こういったものは積極的に拡充をはかつていく、こういうやうに考へておつたわけでございます。それが一応七カ年計画に引き続きます五十三年度以降につきましても、基本的にはただいまのやうなことでございしますが、あといろいろ考へられるものがございます。この辺はまだ技術革新と一緒に進んでまいりますわけでございますけれども、たとえば先ほど言いました構内の携帯電話といふやうな、そういうふうなものからもう一歩進みますと、たとえば無紐も電話みたいなものができるとか、あるいは少し電話以外のほうになるかと思つて、あるいは少し発展したやうなもの、そういったもの、あるいはいろいろなサービスを考へました建設投資といふものを一応この中に織り込んでおるわけでございます。大体七カ年計画ではもうすでに御承知だと思つて、五十三年度以降で大体こういう新しいサービスのサービス関係で約九千億ほど考へておるというやうなことでございします。

佐藤(守)委員 私がなぜその新しいサービスのことでお聞きしたかといふと、これからの日本は情報化社会に対応する上におきましてもまた日本の情報化社会の一番大きな要素になると思つて、皆さん方御存じと思いますが、新全国総

合開発計画が四十四年五月三十日に閣議決定をしたわけですが、これには交通通信網が全部、どのページを開いてもある。必要性がうたわれていていうことで、結局この交通といふことは、これは道路等を含めてなかなかたいへんでございします。が、そのうちでは通信関係が一番実現の可能性が私はあるやうな気がするわけですが、以上のやうなことで、この新全国総てに通信が大切であるといふこと、しかも特に新しいサービス、これがこれから情報化社会において一番大切であるといふことで、これに思い切つた資金を投入して大いに研究開発してもらいたいという意味があつたもので、それから私はお聞きしたいというやうなことでございします。実は私はこの公共投資等の数字を見ておりました。どうも通信関係はあまり優遇されてないんじゃないかというやうな気がするわけですが、大臣御存じと思いますが、「国土開発の現状等に関する参考資料」というのが経済企画庁でつくられております。この中に「事業別公共投資実績」というのがございします。この中で、通信というのは実は新全総の書類を見ますと毎ページ必ずやうな項目が十二ほどあるわけですが、道路とか港湾とか航空とか住宅とかありまして、電電があるわけですが、電電が昭和三十五年から見ました場合に、伸び率が実は六倍なんです。そして三十五年から四十年の年平均増加率が一九・四%、十二項目のうちの第七番目なんです。それから実はこれが四十年から四十六年と比べますと一五・四%に低下をしてるわけですが、順位は六位に上がつております。というやうなことをもちまして、私はこの辺は郵政当局がもつと十分予算その他につきましても配慮しまして、この新全総のことに沿つたやうな形において、やはり予算について配慮の必要があるんじゃないか、またそういうことでいわれる昭和五十七年度までの長期拡充計画が実現できるのではないかと、こういう感じが私はするわけでございます。

そこで私はもう一度お聞きしたいわけですが、結局長期拡充計画の中に新全総のこの考え方を中心にお考えになっていると思うのでございます。たとえば現在三千七百万ヘクタールという国土があるわけですが、昭和六十年には大体市街地が九十四万ヘクタールになって、その市街地の中に人口は約七〇％がおり、八千四百万になる、総人口が一億二千万という大抵推定でございますが、そういう形の中において、おそらく今後電話というのはこの七〇％にあてて集中するのじゃないか、またそのコストは非常に高くなるのじゃないかというふうな気もいたすわけです。その上におきまして、この長期拡充十カ年計画の中に、そういう要素は十分織り込んであるのかどうなのかという点についてちょっとお聞きしたいわけですが。

○清水説明員 お答えいたします。ただいま先生のおっしゃいました資料そのものではございませうが、基本的にはこの新全総はもちろん、もう一年あとで出ました、四十五年度に出ました新経済社会発展計画、そういったものを十分織り込みまして計画を立てておるといってございませう。ちょっと数字を申し上げておられるのほうの考えを申し上げたいと思いますが、過去におきましていろいろな投資につきまして、ただいま先生のおっしゃいました電電公社の投資額が三十五年から四十年まで、年平均一九・四％というところでございませう。確かに四十年以降少し伸び率としては下がっておりますが、四十七年までを一応予算ベースで比較いたしますと、年平均一六・四％というふうなことで、私も考えておる。実はこの数字自体をどれと比較するかは別といたしまして、たとえば国民総生産、GNPというものの伸びと比較いたしますと、三十五年から四十年の伸びが一五・二％でございますので、電電公社の投資額の一・九・四％はこれを上回っております、また四十年から四十七年という数字で見ますと、GNPの伸びが一五・六％でございますので、先ほど申し上げました一六・四％はやはりこれも上

回っておりますというふうなことでございませう。ただいわゆる政府の公共投資的な面の総投資という面で見ますと、確かに平均よりはちょっと低目であるというふうな点もあってございませう。

それから、新全総との関係でございますが、私もいわれる五十三年度以降の投資計画の見直しを立てますときに、新全総はちょうど昭和六十年のフレームワークができておるものでありますから、それを十分参考にいたしまして、公社のGNPとの関係とか、そういったふうなことを十分織り込んで計画を立てたつもりでございませう。

○佐藤(守)委員 いまお聞きしまして、たいへん御努力された経過はわかるわけですが、つい最近、この新全総が四十四年五月にできたという点につきまして、この見直しは経済企画庁においても、各省においても行なわれておるわけでありませう。運輸、建設等におきましても、たとえば道路でございませうが、この投資総額は八十五兆円、その中に交通安全施設改善が十兆円、それから用地買収費が約二十四兆円、そういう見直しをやっております。その場合に国民総生産は、新全総は百三十兆から百五十兆円でございますが、大体二百兆になるという想定ができておりました。ただ昨年のドル・ショックで四・二％に経済成長率が落ちたわけでございますので、大臣御存じのように大型予算におきましては七・数％にしたいということが大型予算編成の今度の目的であった、このように理解しておるわけですが、その意味におきまして、いま経済企画庁におきましてもこのドル・ショックの問題をどう考えるかということと、またいまのドル蓄積によりまして、あらためて円の切り上げがあるのじゃないかということ等を考えた場合に、いわゆる見直しはたいへんむずかしいこともあるし、むずかしい要素がたくさんあると思っておりますが、そういう意味におきまして、私はこの計画自体も一応見直しをもう一度する必要があるのじゃないかという気がするのですが、郵政当局においてそういうお考えがあるかどうか、あるいはその作業が進められておるかどうか

ということをちょっとお聞きしたいわけですが。各省ともそういう見直しをやっておるようには理解しております。

○柏木政府委員 電信電話関係の長期拡充計画につきましては、もちろんただいまの説明がございましたように、新全総あるいは新経済社会発展計画というものの関連を十分検討いたしました上で、電信電話公社は、同社の計画として策定しておりますが、経済社会発展計画に基づきます修正をいたしました七カ年計画、これは五十二年度まででございますが、これにつきましては明年度からの五カ年計画として、これをさらに第五次五カ年計画という点で、電信電話公社のほうで、今後先生のいろいろお示しをいただきましたような要素を十分勘案して策定したいというふうな伺っておりますので、その点を含めまして、私たちも十分検討してまいりたいと思っております。

○佐藤(守)委員 私がなぜそういうことをよく申し上げますかといふと、私は、先ほど申し上げましたように、日本国土の再開発ということにつきましては、交通通信が一番大切だと思っております。その中で交通は、なかなか予定どおりいくことは困難であると私は思っております。そうしますと、わずかに通信のみがその実現の可能性が あるというふうな観点から特に強調したわけですが、先ほど大臣や監理官からこの問題につきまして、大いにそういう要素を踏まえて五カ年計画を策定するということを聞きまして、たいへん私は喜んでおるわけでございます。いろいろな質問をしたいと思いますけれども、時間が参ったようでございます。そういう意味におきまして、私が申し上げますのは、こまかいことはいろいろあると思いますが、特に大臣におかれましては、そういう高い次元からこの問題に取り組んでいただきまして、いかにして国民の要望を全うするか、いかにしてこの情報化社会に対応するいい通信網をつくるかということにつきまして今後格段の御配慮をお願いいたしますと同時に、総裁はその意を体されまして、昭和五十二年末には積滞がなくな

り、五十三年からは申し込めばすぐ電話がつくという姿に必ずしていただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○高橋委員長 島本虎三君。

○島本委員 まず私は、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案、こういうようなことで法律がいま提案されておるわけですが。私は、この内容に入る前に、二つばかりの点についてひとつ大臣の意見をはっきり聞いておきたい、こう思うわけです。と申しますのは、私は廣瀬大臣を尊敬しております。どちらかというと好きな形の大臣であります。したがって、私は、いま佐藤内閣の落陽のうき目をささえている二本の柱の一つは廣瀬郵政大臣であり、一つは大石環境庁長官である、こういうようにさえ思っておりますのであります。その大臣が、あなたは郵政大臣なのか、通信大臣なのか、あなたはどっちの大臣ですか。

○廣瀬國務大臣 「郵政」と「通信」ということばにつきましては、いろいろな意味に使われておるわけでございますけれども、島本先生御承知のように、以前に「通信」と言っておりました、これは主として電信電話、こういうものも一緒にやっておった役所の名前にそういうことがつけられておったわけでございますが、現在は郵政省というところになっておりました、郵便、それから保険、貯金という三本立てになっておりますけれども、ただ仕事の範囲といたしましては、電気通信の監督も法律に基づいてやっておりますわけでございます。放送事業も、法令その他によつてやっておりますけれども、そういう意味におきましては、以前の「通信」と呼称いたしましたおりました仕事にたがかりを持っておりますことは事実でございます。まあこういうふうな観点から、たとえばこの委員会も「通信委員会」と申しますし、病院も「通信病院」と申しますし、また明日やりたいと思っております記念日も「通信記念日」というふうなことになっておりました、ま

あ郵政と限定されずに、広い意味の通信と申しますか、私は通信のほうが意味が広いと思っておりますが、そういうような分野につきましても、郵政大臣といたしましては、責任がある、十分事業の推進を責任を持って見守っていかなくちゃならない、こういうふうに考えておるわけでございます。

○島本委員 その点ではわかりました。やはり「通信委員会」と称し、また「通信」ということばに對する郷愁並びにそのことばの幅の広さを余裕を持って慕うという気持ちもわかります。しかし、少なくとも一つの法律の中に、「通信」、「郵政」、こういうようなことばをそのまま使っている法律というのはいま改正しようとして出されておりますところの電信電話設備の拡充のための暫定措置に關する法律改正案、この大もとをなしてありますところの公衆電気通信法、その公衆電気通信法の第三章の三、「加入電信」の中に、五十五條の八、「電信加入者による設置」というところに、許可は「通信大臣」が与えることになっているのです。あなたが与えるのですが、「通信大臣」ということになっておるのです。同じ五十五條の六、これは「他人使用の制限」の中には、「通信省令」によってこれをなすことになっておるのであります。そうすると、この大もとをなす公衆電気通信法、この中に「郵政大臣」といわれ、あるいは「通信大臣」といわれる。あるいは「通信省令」といいて、あるいは「郵政省令」という、ばらばらに存在させておくというのでは、大臣、これはどういうこととございましょうか。名は体をあらわすということ、何かこの辺に不統一なことがあれば、私の尊敬する大臣に少しも傷つくことをおそれるがゆえに聞くのでありますが、どうしてこういうふうになっておるのですか。

○廣瀬國務大臣 この問題につきましては、私が大臣になりました直後、島本先生から非常に御親切に御指摘をいただきまして、御注意を承ったわけでございます。そこで一応お話を承りますと、非常に不合理のように考えられますので、すぐ検討をいたしましたのでありますが、ずいぶんあつちこつちいまま「郵政」と使わなくちゃならないところでも「通信」を使っている。そのままだ「通信」ということばが残っているという場所が、いま御指摘の箇所だけでなく、たくさんあるようであります。これにつきましては、全部一々直しますと法律の改正ということになるものから、一括して読みかえるという規定を法律につくっておるようでございます。それによって、一括「通信」は「郵政」と読みかえるというふうなことで支障はないと思ひますけれども、しかし、現実には支障があるといふことでございまして、私どもはもう十分考えていきたいと思います、こういうふうにしておるわけでございます。

○島本委員 大臣の御答弁はよく理解しているのです。というのには、井出郵政大臣のころです。いまから一年以上前、二年近く前、やはりこれも予算委員会の中で、この問題について触れて、一つの法律の中に全部そういうふうなことで読みかえる、この読みかえ法があるならばわかります。読みかえ法とは、えてしてそういうことが放送関係、電話関係、その方面にあるようであります。しかしこの公衆電気通信法の中には、同じ法律の中に、あるいは電信専用回線の場合は「通信大臣」、「通信省令」、ほか「郵政大臣」、「郵政省令」、同じ法律の中に分けて二つ使っておるのとおかしというところなんです。ですから、これは読みかえ法によって読むから、これは形式的に妥協であり、適正なんです。だけれども、はたしてこういうふうなことが妥協であるかという、やはりこれでは少しおかしいから、ていさいい悪いからこれは直すべきであるというのを言つて、もうすでに監理官のほうではすぐそれに着手するということになって二、三年、依然としてまだこうやっておるといふことは、大臣少しおかしいじゃありませんか。私はそこをちょっとついているのでありまして、この点はこのままにしておいてやると

いうことは、私はちょっと納得しかねる問題なんです。

○廣瀬國務大臣 御指摘の不都合、不便が、不都合ということはないにいたしても、不便があるかと思ひまして、便利がよくございませんで、これはいまの公衆電気通信法でありますとかあるいは電波法というふうな法律に主としてあるようでございますから、そういう法律の改正の場合に、一括改正するということで進みたい、こういうふうに具体的にいまここで協議いたしまして、今後そういうことを実行するということをお答え申し上げて差しつかえないということをお答えしたので、そういうことで進みたいと思つております。

○島本委員 よくわかりました。ただ、これは政府委員のほうへ申し上げます。委員長もこれはよく聞いておいてほしい。というのは、同じようなことを今後再び廣瀬大臣をしてこれを言わせ、そして官僚はこれをサボってはだめなんです。同じようにこれは全部の法律にわたつて調査して、そしてこれを直しますと、これは井出郵政大臣当時やはり言明してあつて、依然としてまだやらない。ですから、あなたの代に同じことを言つて、これまた廣瀬大臣も官僚のわなにひっかかった、こういうふうなことを言わせないようにする私の信頼する心なんです。ですから、これは大臣に言うんじやありません。これは通信監理官はか郵政省の官僚の皆さん、同じ答弁を私は井出郵政大臣当時承つておりましたから、同じようなことをまた再び廣瀬郵政大臣、これに聞くわけでありまして、大臣は皆さんの手足じゃないのです。大臣の言うことを守つて皆さんは行政すればいいのであります。逆でありますか。こういうふうなことを再び繰り返すことがないように、これはもう皆さんいま聞いているとおり、委員長、尊敬する委員長ですから、こういうふうなことを再びやらせないようにやつておいていただきたいと思つて、これはそれだけはきり言つておきたい。

というのには、精神においては、つまり官僚とか官とかと言わないで、郵政大臣を社長とするならば地方の局長は出張所長であるとか、官というところばじやなしに、自分らは一生懸命働く社員である、この社員精神に徹して大いにやらなければならぬ、こういうふうにして盛んにやっておる局もあります。しかし、その時点においてはいろいろあるかもしれません、マル生運動なども発生したこともございましょう。しかし、その精神とするところが依然として「通信省」、「通信省令」、こういうふうなものをやっているとすれば、仮面だけはいい仮面をかぶっているけれども、精神はまだほんとうに古い復古調のものである、こう言わざるを得ないのであります。今後再びこのことをこの委員会ですることがないように、この点は嚴重に皆さんに私から要請しておきたい。立法院を通じて要請しておきたい、こう思ふのでありますが、ひとつ大臣以外の皆さん、答弁をお願いしておきたいと思ひます。

○柏木政府委員 今後公衆電気通信法改正の際には、ただいまの御趣旨によりまして「通信省」というものを「郵政省」に改めるといふことで実現ができるように最善の努力をしたいと思つております。

○島本委員 わかりました。しかし、いまの答弁のままだと、改正する際というところから、改正するまではかまわないのかということ、一生懸命努力をするということから、努力をしてもできなかった場合は、またという疑念は若干残りますけれども、しかしこれは委員長も聞いておつてはつきりしたことですから、それ以上は深く追及いたしません。ひとつその精神にのつて大いにがんばつてもらいたい、このことを強く要請します。

次に、公社当局を含めてこれもまた大臣にお伺いしておきたいのですが、今回出された法律案にはやはり「等」という字が書いてあつて、中には電話債権の引き受け制度の整備と存続、それから二番には、自動化の実施に伴う一時に多数の電話交

換要員の過剰となる特殊な事情に対する給付金、三には加入権に質権設定の存続、こういうような三つの性格の違うものが一括されて提案されておるのであります。ですから「等」ということばになっておるのであります。債券、給付金、質権、こういうようなものが一括方式の前例によって出されておるようでありました。したがって、これは前例があるからいいのだ、こういうような安易な気持ちで本法を出したのかどうか、一括方式そのものをどういうような意味でとったか、これはなかなか理解に苦しむ。沖繩国会以後もこういうような考え方、こういうことが再々行なわれようとしている。功罪半ばする中で、今回もまた電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案ということでこれ三つを一緒に出してきた。これは一体どういうようなことで、こういうような措置をとらざるを得なかったのか、一つ一つ改正することがどの点において不合理なのか、この見解を解明してもらいたいと思います。

○柏木政府委員 この数年間の事例によりまして、二以上の法律を一括して改正するというような措置をとられました例は数件あるわけでありまして、一々申し上げる必要はないかと存じますが、御承知のように、これらにつきましてはかなりの件数がこの数年間に一括改正という措置をとられておりまして、それにつきましての一例がまた拡充法等の改正案として国会にお願いしているわけでございますが、御承知のように拡充法は、電話の国民的な需要に対して供給が追いついていない、それを急速に拡充していくためには利用者、加入者の資金的な援助も必要である、そうしてなるべく早く普及を促進するという趣旨の法律であるわけでございます。これが昭和五十二年を「一応目標」といたした電信電話公社の七カ年計画では、積滞は解消するという一応の考え方、目標を持っておるわけでございますが、かりに積滞が解消した後の数年間の情勢を考えますと、需要は依然として旺盛でございます、これに対する

資金的な手当てというものは、やはり国家資金あるいはその他の財投資金あるいは縁故債、また新しく考えております公債債というようなものをもってしてもなおかつ資金の充足はきわめて困難である。したがって、もしこの拡充法を五カ年間で廃止するということになりますと、さらに現状のような積滞の状況が続くことになるという見通しを持っておりまして、したがって、十年間の拡充法の延長ということをお願いをしたわけでございます。同じように需要が供給を上回るといふために生じます一連の事態をいたしましては、電話の加入権、これが財産価値を持ちまして、非常に確実、軽易な庶民的な金融の道にもつながる。つまりこれを質権の対象といたしまして新しい加入者の設備料等の資金の調達に役立てていくということが必要であるということ、この供給が需要に追いつかない、つまりその事業債におきまして電話の財産権としての質権の問題がやはりこの拡充法の延長期間中においては必要であるということ、同じような一連の基本的な事情に基づく必要から関連した法案としてこれを把握したわけでございます。

またさらに特定局の自動化、これも全国の自動化の問題がもうそろそろ特定局の問題にシワ寄せされてきておりまして、現実に全国的な利用に對します積滞として問題がしばしば出てきておりますのは、最近ではいなかの特定局、これを合理化して拡充するためにはやはり特定局の改式を促進すれば当然交換要員の配転問題が出るということで、これにつきましてもさらに今後予想されます配転事情が悪化するということに對処いたしまして、やはり拡充法の存続する期間中は合理化促進に対する特別措置についても同じように延長する必要があるというようにございまして、三者共通の考え方によって生じております事態を救済するための関連法案というふうに把握いたしました次第でございます。

○島本委員 目的が違い、期限が違い、適用を受ける対象もまた違ひ。拡充法は暫定措置に對する

法律、特退法は特別措置に對する法律、質権は臨時特例法と、性格が違つておる。そのほかに、このようならばならぬ法律というが、別々な法律というが、法制定の時期、それも質権の場合は三十五年五月六日、拡充法の場合は三十五年四月二十八日、特退法の場合は三十九年七月の二日、それぞれ時期も制定時期も違つておる。そしてそのそれぞれの時点の客観的な諸条件が、制定されたその時点と相当違つてきておる。国会でもその時点でこれは論議されたそれぞれの問題である。それを今度一括して十年の延長をもって持ち出してきたということは、これはどこが合理的なんだと聞いたところが、ほんの都合のいいところだけを言つて、そして一緒に早くやってくれたならば都合がいいから、これが合理的だ、こういうような答弁にとれるような答弁だった。私が聞いたのは、一つ一つ慎重に審議することがなぜ悪いのだ、なぜ一括して出さなければならぬ法律なのだ。それと目的も異なり期限も違ひ、適用を受ける対象も異なる、法律の性格も違つておる、制定の時期もそれぞれ違つておる、こういうようにして、それぞれ違つておるものを何のために一緒にして「等」などというこぼをつけてやったものであるか、またやらなければならぬ理由はどこにあるのか。これはやっぱり提案者として明確にしておらう。これは事務当局から……

○柏木政府委員 ただいま御指摘のように、確かに法律を制定しました時期はばらばらでございます。しかし、その後の電話需要の社会的な要求というものの対します対応策という面につきましても、拡充法につきましても、質権の問題にいたしましても、合理化の特別措置の問題にいたしましても、またそれぞれの法律が臨時措置法あるいは特例法というような形式をとっておりますが、しかし、実態的には同じように期限立法とするというところは共通の問題でございまして、共通の基礎に立ちました共通の期限立法であるというところで、これを一括してまとめたほうが御審議の便宜もいいのではないかとというような配慮もいたし

まして、これを一括したということでございます。

○島本委員 便宜上一括したものである、こういうようなことのようにです。それで、便宜上一括したという法的な根拠を持ってお臨みならば、私はあえてお伺いしておきたいのであります。これは便宜上こうして出さなければならぬ要件というものはどうしてあるのですか。またこういうようにして十年の期限で出さなければならぬ三つの法律案に對して、こうしなければならぬというようなものはっきりした一つの要件はあるのですか、これは大臣。

○廣瀬國務大臣 ただいま島本先生御指摘のように、三つの法律案はまさに目的と申しますか、趣旨と申しますか、違ひ法律案でございまして、そういう点から申しますれば別々に切り離して御審議を願うのが妥当だとも考えられるわけでございますが、ただいま柏木君から御答弁いたしましたように、三つのおのおの強いつながりを持っておるわけでございます。一括御審議も必ずしも御審議に御迷惑をかけることではないのではなからうかというふうな気がいたしましたのでございまして、いずれも重要な法律案でございまして、幸いに十カ年間延ばしましてその期限が三つとも昭和五十七年度までということになるわけでございますから、そういうわけで関係は深いし、延ばす期限も五十七年度までということに三法ともなっておるわけでございますから、こういうことで一緒に検討願う、御審議願うということも差しつかえなからうというところで、率直に申しますと私も最初別々に提出しようと考えておったのでございまして、いろいろ考えた末に、ただいま申しましたような理由で関係も深いし期限も一緒でございますから、三つの法律ということになりました。まして、御審議の方は御迷惑かと思ひますけれども、ひとつそういうことで御勉強をお願い申し上げます。先生の御趣旨もよくわかりますけれども、政府としてはあえて申し上げますればいまの

ようなことになるわけでございます。

○島本委員 事務当局のほう、これは三つ重要な法律だということはおっしゃるとおり、個々に出して慎重に審議してなせ悪いのですか。これは事務当局にお願いしたい。

○柏木政府委員 個々に御審議いただくような形式をとった提案方法としてはなせ悪いのかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの法案に共通する問題は、やはり国民の熾烈な電話の需要に際することに対する基本的な対策というものが背景にあるものでございまして、各法案をそれぞれ各別に審議いたしますと、この基本的な問題を解明しないければこの法案の十分な御検討がいただけないだろうというところで、これを一括して相互の関連性も十分御審議していただけたほうがいいのではないかと、事務当局の考え方があったわけでございます。

○島本委員 事務当局はもう少しはつきりこれを考えて出すべきじゃございませんか。どうして十年にしばって出さなければこの法律は失効いたしますか。

○柏木政府委員 これは、たとえば拡充法につきましては昭和四十七年度末までに廃止するものとすること規定のしかたになっておりまして、この解釈の問題になるかと思いますが、ほっておいたら解釈上失効するの、あるいはさらに格別の立法措置を要するかの問題かと存じます。事務的にこの問題をいろいろ検討しましたときには、これはほっておいても当然失効にはならないという一応の解釈もあつたわけでございますが、いずれにしましても延長することが必要と考えたわけでございますので、この際廃止という手続をとるかわりに再延長ということで三者一括した法案の準備をしたということでございます。

○島本委員 法律的にやはり皆さんが考えてお出しになった。日にちを限定してそれまでに改廃するという法的な手続ではない。何々の日を区切つて効力を失うという法律の体系でもないわけですか。したがって、これを廃止するものとするとい

う法律手続をこれは使っている。その場合廃止法が必要だということは立法者または法制局の見解なんです。廃止しないのに、なお今度急いで一年前にこれを出さなければならぬ、それも十年間見て出す。どうも法の手続がそういうふうになるのに、正当な手続もないままに先取りをやろうとする意図がありありと見えます。四次防では軍費の先取りをやつて問題になった。通信委員会では今度またその計画と同じような考えで、廃止法も出さない以上これが続くのに、それよりも先にワクをかけて十年間そのままやろうとする。それも四十八年なのに四十七年にこれを出して、こうしなればならぬ理由というのはいささかあるのですか。

○柏木政府委員 御承知のとおり昨年六月に公衆電気通信法の根本的な改正をお認めいただいたわけでございますが、その中に一つの重要な問題としていたしましてデータ通信の実施ということを中心で措置をいたすことになっておりまして、すでに特定通信回線の分につきましては昨年の九月から実施したわけでございますが、いわゆる公衆回線の自由化という問題につきましては、いろいろの問題を準備に必要な手段をとりまして本年の年末から順次実施する。これは御承知のように広域時分制の実施と軌を一にするタイミングを考えているわけでございます。これは本年度内に実施をいたします関係でございますが、そのために必要な回線接続等契約を申し込みました者につきましては、従来の加入電話の加入契約者と同じような債券の負担をしていただくことが必要であるという問題がございまして、これはそのための予算措置をすでにお願ひしてあるわけでございます。これを本年度内に提出するということになりまして、これは予算法案として取り扱うことが必要でございます。したがって、この国会でぜひこれを御承認願わなければならぬという事情に

あつたわけでございます。

（委員長退席、水野委員長代理着席）
な債券の発行とかいうような問題につきましても、これが期限切れということからこの延長をするということになりますと、延長のための期間において新しく発行することを要する債券の準備等につきましてもあらかじめ準備が必要であるというふうなこともございまして、できるならばこの本年度内にはつきりした見通しを持つことが望ましいというふうな事情もあわせてあつたわけでございます。

○島本委員 目的がなくなり、期限もなくなり、適用を受ける対象もなくなり、法律の体系もなくなり、そして何となく制定の期限もなくという、この法体系からしても然るべき継続という、こういうような法律の形態をとっているにかかわらず、それが必要があつてその年に出すのになくて一年前にこれを提案してきていたといういろいろな点から見てこのやり方は妥当ではない。おそらく適正だということではしょうけれども、これはあくまでも妥当でない。この点だけはつきり大臣に申し上げておきたい。こういうふうに思うわけですか。したがって、三つを一緒にして提案してきたのは私としては納得できませんので、拡充法だけに限つて質問していきたい、私はこういうふうな思うわけでありまして、やり方が妥当でないからこういうふうになつてしまふ。

そうすると、拡充法暫定措置法ですけれども、これは公社法第六十二条第一項、これによって「長期借入金若しくは一時借入金をし、又は電信電話債券を発行することができ」となつております。この債券の引き受けについては暫定措置法では第一条に「公衆電気通信設備を急速に拡充するための資金を調達して、すみやかに国民の当該需要を充足し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」とはつきりしているわけでありまして、同時に、第二条によつて加入者が債券を引き受けなければならぬという負担の強制がはつきりしているわけでありまして、そういうふうなことから電気通信設備を拡充するための

ものである。これだけは暫定措置として法によつて定められておる。三十四国会での大橋総裁の説明がいろいろなされたことが、前の質問者に対する答弁でわかりました。その目的はあくまでも加入電話の積滞の解消と自動化のためであつたわけでありまして、二条で、そのために債券を引き受けなければならぬという負担の強要があつたわけでありまして、そうすると、暫定措置というものはあくまでも暫定であつて、暫定措置以外のものではないというところはつきりしているわけですか。公社はやはりこの精神で公社法によつてこれを運営してきたのでございましょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。ただいま御質問ございましたが、電電公社といたしまして、電話の申し込みがすぐ応ずるということは、電話事業を運営していく上において最も大事なことであり、またそれは理想とすべきことだと思ひます。国会におきましても、これまでしばしばもっと早く積滞を解消しろという御意見、御質問を受けたのでございまして、先ほど数字を申し上げましたけれども、昭和三十四年に大橋前総裁がこの拡充法を政府にお願いいたしましたとき、十三年度の期限立法として成立していただいたときに、第二次五年計画を改定いたしました。そのときに四十七年度末における加入電話の総数が千百万という予想を立てたのでございまして、これが日本の経済の成長が予想よりも大きかつたこと、それからもう一つはいわゆる核家族化、国民の中で大家族がだんだん分離していったこと、電話が生活必需品としてぜひ必要になつたこと等のために、現在二千万の加入電話に近くなるのでございまして、なお積滞が二百数十万ある、こういうことでございまして、これを一日も早く全国的な規模において解消したいということで昨年七カ年計画をつくりまして、七カ年計画の中で約二千万の加入電話をつけるといふことを計画いたしました。その時点においては、全国的規模において積滞がなくなるといふふうに考えております。しからば、その七カ年計画以降はどうかという問題になるわけでありま

すが、一ぺん積滞がなくなつたものがまたふえてくるという事態は、やはり目的に反するわけでありまして、結局七カ年計画を過ぎた時点、すなわち昭和五十三年から五十七年度末にいく時点におきましてどれだけの電話の需要が出てくるかというのを予想いたしますと、農集から振りかわってくるものも含めまして約千三百万の需要が出てくる。この需要というのに対して、もしも拡充法の延長が困難ということになってまいりますと、また積滞がふえてくる。せっかくある時点において積滞がなくなつたものが、また積滞がふえてくるということでは、公社としては責任を果たさないということになります。外国、たとえばアメリカの事情等を調べてみても、十七年前から積滞がない状態になっておるわけでありまして、毎年の需要を毎年ちゃんとやっていると、その千三百万を五十三年から五十七年度末にやる場合に、その最終年度が一体どんなふうになるかという予想を立ててみますと、人口百人当たりにつける電話機の数は、大体現在のアメリカの状態と同じであるということでございます。それからまたその際に大体九五%くらい各家庭に電話がいくんではないかということ、その辺まではかなり旺盛な需要があるのではないかと、いろいろ理論論的にもあるいは経済予測やいろいろな予測を使ひましてやつた次第でございます。したがって、十年の延長を政府にお願いした、これが基本でございます。なおそのほか、先ほど監理官からの御説明にもありましたように、いわゆるデータ通信その他で公衆回線等の利用、その設備の活用等で債券を負担していただくということが必要になってまいりました。それを修正といいますが、加えるということをやっているということでございます。

○島本委員 わかりました。わかりましたけれども、わかつたからそれでいいということではないわけですか。私の言っているのは、公社法という電話債券の発行は、大臣認可によって自由に引き受けるのが原則になっている。暫定的に加入者に強制負担させるのは例外である。原則と例外、この問題をいまいろいろ言っているのではありません。少なくとも四十七年度予算では、自由に売りさばく債券と、拡充法に基づくところのこの債券と、並行して二つ、すなわち自由と強制負担の債券二つ出て、一体どっちのほうを指向してやっているのか。公社法六十二条の原則か。暫定措置は例外である。この原則を踏みはずして、例外ばかりを突っぱっているのではなからうか。これではたしていいのかどうか、このことなんでありまして、いづれを指向しているのか、この際です。この辺あたりを大臣とよく詰めておきたい、こう思つて私はきょう出てきたわけでありまして、向きが違つたら向きを変えなければならぬということでありまして、この辺いづれからでもはつきりとお伺しておきたい点であります。

○廣瀬國務大臣 さつき三つの法律を一緒に出したことについていろいろ御質問いただいているうちに、このまま置いておいて効力は続くじゃないか、そういう解釈があるかという御指摘でございます。まして、実はこの問題につきましては、いづれの研究いたしたわけでございますが、非常にあいまいで、はつきりしないものですから、特に私も去年延長することをお願いするということにいたしましたわけでございますから、法律の御審議を願うことにしたわけでございます。

それからいまの御質問の、加入者債券なんというところで資金を確保することが本流であるか、あるいはその他の財投等でまかなうのが本流であるかということでございますが、もちろん自己資金、縁故債あるいは財投、この財投のうちでも、今度は御承知のように、昭和四十七年度は新しく政府保証のない公債債、つまり事業債の発行もできるような道が開かれましたことを非常に喜んでおるわけでございます。こういうような努力は当然しなければならぬわけでございます。それで、ただいま私が佐藤委員の御質問にお答えし、またただいまは総裁が島本先生の御質問にお答えい

たしましたようなことで、電話の需要というものはこしはばく際限なく——際限なくということばは悪いございますけれども、非常に著大に大きいということ、ただいま申しましたような資金源だけではまかなえないというので、加入者にたいへん御迷惑でございますけれども、ひとつ債券をかかえていただいで、しばらく金を貸していただく。そうすることによって国民の需要を満たすことができる。あと十カ年も続けますとアメリカ並みに近くなりますので、大体これから後は現在のアメリカのように、申し込めばすぐにつけられるようなことが加入者債券なんか持たせなくてもやっていたらどうというところで、ここ十年間だけは御迷惑でございますけれども、ごしんぼういただきた、御協力いただきたということ、十カ年間の延長の御審議をお願いいたしておるわけでございます。

○島本委員 先ほど一括して提案してきたという問題、その内部の問題は、いままで申し上げたとおりです。今回の問題は、特に公社法の精神とそれから暫定措置に対する考え方、これがいづれの方向を向いているのだ、これからいづれの方向をとるのだ、こういうような基本的な問題にも触れてみたわけですか。これはやはり暫定措置の方法をとっているようにありますけれども、そうなりまして、これはやはり立法する側に聞かなければならぬ。公社が発足して以来強制負担をずっと続けておるわけでありまして、一体公社が発足して以来、いままで何年になりますか。事務当局からひとつ。

○遠藤説明員 お答えします。ことしでちょうど二十年でございます。

○島本委員 それではもう一度聞きますが、この法律が通つたとして、最後の時点は何年になりますか。

○遠藤説明員 さらに十年でございますから三十二年でございますが、これは公社発足後でございます。拡充法といましては昭和三十五年から

○島本委員 常識的にいって暫定という意味はどういうことでしょうか。長くやっていると暫定である、こういうような解釈が今後成り立つものではないか。暫定というものは、常識的にもごく短い限られた範囲である、これが暫定である。したがって、今回の予算委員会においてもやはりいろいろ問題が起きて、どうにもしようがなくなつて一カ月という期限を付した暫定予算ができたから暫定なんです。ところが、こつちをこうしてやってみると、公社発足以来、三十五年以来延々と続いている暫定、これが暫定ですか。これはもう何というのですか、暫定の反対は、永久で無意識的に、無原則的に公社法の精神に反して使ひ過ぎませんか。これは一体だれが考へてやつたのです。答弁のついでに遠藤局長。

○遠藤説明員 お答えいたします。暫定と申しますのは、いまの拡充法に關して申しますと、先生御指摘のように、拡充法の中に公社法六十二条の電信電話債券の引き受けに關しまして、加入者に引き受けさせるということは、公社法にきめておられません。したがって加入者に引き受けさせるということについての暫定措置だということが明記されておるわけでございます。

そこで、いま御指摘のように暫定というのは、本定と申しますか、そういう本来のものに対してどうかということなんでございますが、これは先ほど柏木監理官からも御説明ございましたように、実は私もこの急激な需要の増加の現象、つまりそういう暫定措置を必要とする非常事態というものは昭和四十七年度で終わるという予想を立てておつたわけでございますけれども、その状態自体が非常に変わりましたので、やむを得ずその状態が継続をいたしておるわけでありまして、それで同じようなことがやはり質権についてもございまして、御存じのように公衆法では質権は認められないことになっておるのでございまして、これも、これとらばらで、やはり質権につきましてもそういう暫定を続けていかないと現状ではい

るいろいろな問題が起こることをごさいますし、まあ長い歴史の中ではどうかわかりませんが、確かに先生おっしゃいましたように、いまの状態というのは公社が発足以来非常事態が継続したておるわけでごさいます。

○島本委員 暫定の意味を聞いたのです。何年まで暫定ですか。

○遠藤説明員 お答えいたします。暫定というのは、ことばとしては確かにしばらくということのごさいますから、非常に短期間を原則といたすと思ひます。ですから私ももうこういふ状態は、決して本定といひますか、暫定に対応する、何といひますか普通のノーマルな状況ではないと思ひます。ごさいます。ただ何年とか、あるいは何カ月というぐあいには区切つてもなかなかないものだと理解をいたしております。

○島本委員 どうもよくわからない。区切つてやうなほうがいいのか悪いのか。暫定というのはどの辺までなのか、さっぱりわからない。わからぬ答弁も必要ない。

それで、公社法の精神は、六十二条が原則である。暫定措置としていろいろやられてきたのはこれは例外である。こういうようにするならば、今後の向きとしては、公社法の六十二条の原則がやはり向きではないか、暫定措置は便宜措置じゃないか、こういうふうに思ふのです。いままでは暫定が続いている。暫々定。暫々定が暫々定と、あくまでも暫々と続いているわけですが。こういうようなことはやはり暫定の使い過ぎ——使い過ぎというよりことばはもつと悪いことばですよ。悪用ですよ。ですから、これはやはり本来の姿に正すように持つていくのが今後の道じゃないか、こういうふうに思ふわけでありまふ。本末転倒もはなはだし。こういふざるを得ませんが、今後これに対しては十分の考えもあろうかと思ひますが、ひとついかがでしょう。

○廣瀬國務大臣 私もそのとおりだと思ひます。御指摘のように電電公社が二十年の歴史を持つておると申しますと、昭和三十五年からの加入者

債券が始まつておりますので、五十七年まで続けるということになりますれば二十二年。しかし、公社の歴史もそれだけ延びるわけでごさいます。公社の在来歴史から申しますと、この俗にいう拡充法、加入者債券は非常に長いわけでごさいます。いま先生がおっしゃる暫定でなくして暫々定であるということばに値するくらいに長過ぎる法律である、こういうふうに私は考えます。しかし、私はこれははっきり申しますけれども、これがもう最後でごさいます。長いこれからのあとの、これこそ永遠恒久的な電電公社の生命から申しますれば、わずかに十何年か二十年程度であつたというふうなことを回顧ができるように、長い公社の歴史から申しますと、まさに暫定であつた。電電公社は永遠でなくてはなりません。暫定でごさいますから、そういうふうに考えるわけ、決してこれは本格的な資金源じゃございせん。暫定の措置でございせん。これは間違ひない、これは最後だ、こういうふうに私ははっきり明言ができる。このように思つております。もしこれで財源がまかなえないということになれば、そのときこそほんとうに本格的に電電公社の経営についてその債券の方法等を考え直す必要があらう。私はそういうふうに思つておるものであります。加入者にこういう債券の御迷惑をかけるということとはほんとうに最後でなくちゃならぬ。できまふならば、十年年延ばしていただきますけれども、その前にもう失効さしてよろしいというふうな時期が来れば、そういうふうな時期の来たらんことをいねがっておるわけでありまふ。十年計画をやりましたも最後でありまして、そういうことでどうしてもできないということになれば別途原資調達等を考えなくてはならない。これは私がここに思ひつぎを言つておるわけじゃない。無責任なことを言つておるわけじゃない。大臣はもうあつと聞かないからいいかげんなことを言つておると、それはそういう気持ちじゃなくて、この点は役所の中で十分討議いたしましてはつきり申し上げられるわけでありまふから、郵政省といたしまして明言申し上げまふ。

○島本委員 まさに長過ぎる暫定であつたわけでありまふ。しかし大臣は幾ら長くてもいいのでありますから、大石環境庁長官とともに大いにがんばつてもらいたい。そのためにはしかし、あくまでも暫定でないというふうな基本的な政策を行なわなければならぬ。それが前提でありまふ。ひとつよくこの点を考えて、なおかつ債券自身も、これも発行は資金調達のためにできる道があるわけ、公社法で開けておるわけ。その方向がはつきり指示されておるわけ。今後それを十分守つて、法律の範囲内で考えて、どうしても債券がなくなるわけでは決してございせんから、その道があるのですから、資金調達はその方法によつてやうなわけ。私自身もその方法によつていろいろデータ等によつて調べさせてもらひました。しかしいま加入者債券の額面、これはもう額面を上回つて証券会社が奪ひ合ひをしてある。窓口ですぐ売れてしまふ。しかも四千万も加入者のもうけになる。これは債券の売れ行きがいいのだから、拡充法をやめて今度債券を公募にしても、同じような方法でどんどん売れるのじゃないか。そうなるとそのほうがよほど加入者保護にもなります。したがつて、大いに——これは言つていいことか悪いことか知りませんが、私自身いまの感じでは、金のある人にそれを買つてもらつて、そして庶民の電話がついていく、こういうふうな行き方をとるならば、その方法こそ考えていい方法じゃなからうか、こういうふうに思ふのですが、債券の売れ行きがいいということに対して、これは信用があるからいいのであつて、そのいいものを強制的に負担させて、また暫定ならざる暫定、こう言われるよりも、この方法をきばつとるほうがなおさらいいのじゃないかと思ふのですが、これはいかがなものでごさいますか。

○米澤説明員 お答えいたします。ただいま質問がございまして、確かに私も金融関係の詳しいことは、実は専門家じゃないのでございまして、特別なこういふ状態で、従来は債券の値段が大体九五%から九七%くらいで加入者債券が売れてたわけでありまふが、最近ではむしろ額面以上になつておる。しかし、この状態がそう長く続かないか。実は私のほうの専門家に聞いてもなかなか疑問だと言つておるわけでごさいます。しかし、いづれにいたしましても、確かに強制方法ではなくて、公社が自前でやればいいのじゃないかということは、私は理論的には十分わかるわけでごさいます。しかし、これからやる大きな拡張計画の資金面を詳しく検討いたしますと、やはり加入者に負担していただく債券の方法、これがたとえば七十年計画の中では建設投資の大体三〇%ぐらゐを占めておるということでありまして、いま新たにこの予算、いま参議院で御審議願つております四十七年度の予算におきまして、新たに政府保証なき公募債という道を開いて、これからいよいよ実行しようという段階になつておるわけでありまふけれども、その額も現在負担していただく加入者債券に比べると、額そのものはまだ非常に小さいわけでありまふ。今後これを育てることはぜひしたいと思ふのでありますけれども、しかし、やはり国民の皆さまの要望に応じて、多数の電話を架設するというためには、やはり拡充法の延長をお願いしなければならぬ、こういうふうにごさいます。

○島本委員 加入債券の売却差損等については、四十七年四月十四日の調べによりますと、なかなかいいのです。これがなかなかまたよくなつておる。債券の売却差損金三千八百五十六万というところになつておる。加入者は四千万ももうかる、こういうふうなことを強制的にやつて、慈善を施すわけだろふと思ひますけれども、しかし、それにしても、加入者はこういうふうな状態を知らない以上圧迫を受けます。しかし、そういうふうなことに

よって、これはずしながら公募という方策を設けてその需要を満たしていく、こういうような方法等も考えてもいいのじゃないか。これも一案だろうと思うのです。これも大臣、よく検討しておいていただきたいと思うのです。そしてこれを強制しないでも、債券市場との関係なんかを見ても、一般債券市場で受け付けてもらえるならばそれに越したことはない。こういうことはどうなんだかという、基準なんかを、これは郵政大臣の下にある郵政審議会の中でも十分これを検討して、最近郵政審議会が眠っておるようでありまして、ここで目をさませる意味におきまして、大いに検討の要があるのじゃないか、こういうふうに思うわけですが、大臣この点についてはいかがでありますか。

○廣瀬國務大臣 さっきお答えいたしましたように、加入債券は決して本格的な本流でなくて例外的であるということは御意見のとおりだと思っております。そして、それが市場でどんなに高く売れても、かりにそれが慈善事業でありまして、そういう意味において、本格的なものであるものとは全然違うものでございまして、なるべく高く売れて、これが加入者に迷惑をかけないという形で動かなくならぬ、こういうふうに考えております。いま總裁の申しましたように、その財源をいたしまして、今度新しく政府保証のない一般の公債券、いわゆる事業債の獲得ができましたからたいへん喜んでおるわけでございますが、これにいたしまして金額はわずかでございまして、これはだんだんふやしていくというふうなことに今後は大いに努力していかなくてはならない。新しい道が開けたわけでございますから、そして本流に戻るといふようなことをなるべく早くしなければならぬというのが私どもの努力の目標ではないかと思っておりますが、ただいま御提案の問題につきましては、いろいろな事情もあるようでございまして、ひとつ十分こちらのほうで研究してみたいと思っております。

○島本委員 これはもう一回ちょっと公社側にお伺いいたしますが、積滞の解消は、大体いつまでに行けることになりそうですか。

○清水説明員 ただいまの計画で申し上げますと、ちょうど昭和五十二年にいままで積み残しました積滞を解消する、こういう計画でございまして、

○島本委員 三十四国会当時——そのころから始まってありますが、当時はやはり申し込んで年内に電話をつけることがいわば積滞の解消というところだったので、最近ではやはり一年以内につければ積滞の解消ですか。

○清水説明員 一応私どもの事務的に考えておりますことではございますが、もちろん五十二年末の状態を想定いたしますときの考え方といたしましては、できるだけ申し込まれたらすぐ仕事をいたしまして、電話をおつけするということとございまして、何ぶんいろいろと仕事を伴う場合もかなりあるかと思っておりますので、大体私どもの考えておりますのは三ヶ月以内にはおつけしよう、こういうようなことでございまして、

○水野委員長代理 島本委員にお願いしたいと思っておりますが、大臣が十二時半までに役所に帰りたいというのを理事会で御了解を得ておるのでございまして、もし大臣に御質問がございましたら、それを先に回していただきまして、質問のやりくりをひとつお願いしたいのでございまして、

○島本委員 大臣はいままで健康されました、その良識をたたえて、よろしくございまして、そうすると、初め、やはり電話の積滞解消というのが、三十四国会の当時では、これは一年以内につければいい、いまでは三ヶ月以内につければいい、こういうふうになったわけですか。そうすると三十四国会の当時の考え方によっていけば、もう解消してしまっただけになるのですか。

○遠藤説明員 御説明いたします。三十四国会のときと基本的な考え方は変わっておりませんので、私も予算上から申し上げますと、たとえば昭和四十七年度中に申し込まれた電話というものは、

四十七年度中につけるといふ状態になりましたときに、一応積滞解消というぐあいに考えております。その場合に、たとえば昭和四十七年度中でございますから、一番しまいのところ、昭和四十八年の三月の初めに申し込まれた人が昭和四十七年度中につくかとおっしゃいますと、それは先ほど計画局長の申しましたように、場合によっては、そういうものは、いろいろ調査でございまして、か、仕事を必要とするということと延びるものもございまして、そういうものの最大のものが三ヶ月程度というものはございまして、全体は、予算上は二百八十万、四十七年度中に申し込みがあれば、そういう申し込みの方は、あと送りの方は、そういう当然事務的な、いわば工事前の期間を除きますと、みなその当該年度中につく、こういう意味でございまして、基本的にはそれが一年以内につくという表現になるわけでございます。

○島本委員 当時、一年十二ヶ月、十三ヶ月ではないということが一年以内だった。一ヶ月でついたら、一年以内というふうな場合に、当時は言わなかった。まあ、あまりこんなことを言ったことがない。やはり一年を限度にして、十二ヶ月を限度にして、一年以内なんだ。最近、いま聞いてみたら、申し込んでから三ヶ月——三ヶ月だったから、一ヶ月もあり、すぐだったから、それ以外ではないということですから、それはわかる。しかし、やはり、そういうふうにして、積滞の解消はもういいことですか、目的ですか。私は、それだけじゃたてません。一生懸命やっているというところについて敬意を表します。しかし、一年から三ヶ月になり、それがもうこうやられて、そのたびごとにその積滞のそれが変わってくる、こういうふうなことになる、これは法律をつくった趣旨をあえて言うとその時点時点で変えるというふうなことになる。いいことだから変えてもいいじゃないか、そういう議論もあるでしょう。一年といったら十二ヶ月、それを、しかし三ヶ月でやることはいいことなんだ、いいことなら何ぼ変えてもいいんだ、そういう考え方も

あるでしょう。しかしながら、法はやはり法です。犯してはならないのであります。

これはもう延長する、しないという問題もありまして、そのものさしは、はっきりしておかなければならないんじゃないか、こういうふうに思うわけなんです。したがって、これは五十二年に解消する、しかしながら、やはり三十四国会で言った、申し込んで年内でやるんだということからすれば、もう解消してしまっている。それにしても、三ヶ月でやるとすれば、これは五十二年までかかるわけですね。——わかりました。

○清水説明員 いま私どもの考えております計画でまいりますと、できるだけ急いで自動改式をしたいということでおるわけでございますけれども、いろいろと事情もございまして、大体五十二年の状態では約四百局ぐらいが残るであろう、こういうことでございまして、それから五十二年以降に、引き続きまして郵政当局と十分お打ち合わせしながら自動改式を進めていきたいということとでございます。おそろく五十七年度末までには終わりたい、こういうふうな考えでおります。

○島本委員 この自動化のほうは漫々的です。無理やり十年に合わせて自動化していくのですか、これは。もっと早く、五十二年の段階で終わるはずじゃないですか。

○清水説明員 拡充法制定当時大橋前總裁が申し上げております中では、大体昭和四十七年度で自動化を九五%ということと申し上げておるわけでございます。大体その予定どおりになっておるわけでございますが、これからの計画につきましても、極力努力いたすわけでございまして、いろいろな事情がございまして、どうしてもおくれることになるわけでありまして、実は、今度拡充法等として一括上程いたしております特別給付金の問題も、結局その自動化と非常に密接な関係があるということとございまして、ことさらに自動改式を

おくらせておるといふようなことではないと考え
ております。

○島本委員 せっかく御答弁ございました。なる
ほど、当時参議院議員でございました久保等さん
が、やはり三十四国会でいろいろの点について
質問されているようです。この質問されている中
で、大橋総裁も、まあ十三年の最長の期間で、そ
の間に要らなくなることを望ましいと考えるの
だ、こういうふうに言っていて、これは発足してい
るはずでしたが、それにしても、久保議員のほうで
は、四十七年、四十八年以降は、政府の負担は
違ってくるはずであるから、四十八年に強制負担
がないということになるのじゃないか、こういう
ように質問されているようであります。まあ、そ
のために政府が資金を多く出さねばならないと
いうことであるかと言ったら、そのとおりである
と言って、当時の植竹郵政大臣は、はっきりし
て、これはもう閣議で了承されておる、こういう
ような答弁が當時あったようでありますね。

そうなりますと、四十八年以降の建設費、これ
は政府負担という約束が取りつけられてもあるん
だという。もしそうならば、考え方は、まあ古き
をたずねて現在の考え方の至らない点を是正して
もいいじゃないでしょうか。当時こうい
うようなことにははっきりしているようでありま
すから、それをやはり暫定の暫定ということで、
水は低きに流れるようにやすきにつく、こういう
ような行き方ではちょっと困るのでありまして、
この点、政府のほうにはっきり確認がとられてあ
るといふことになれば、それは一つの大いにし
きの盾ですから、それでもって大いにやってもい
いのじゃないでしょうか、こういうふうにさえ思うの
であります。

まあ、それは少し脱線しましたが、こういう計
画をしてでも、当時、四十八年から少なくとも五
十二年までの間に終わるのじゃないか、こう思っ
ていたのですが、いまだつたら、無理やりに五十
七年まで継続させようとする意向のようですが、
総裁、これはそのようになりましょうか。

○米澤説明員 ただいま御質問ございましたが、
先ほど申し上げましたように、とにかく積滞をな
すというところは、全国的規模において積滞をなく
すというところは、この電話事業を営営する上に必
要な目標であり、また国民の皆さんの要望に沿
うことだと思ひます。しかし、まあ五二末で積滞が
なくなつて、また五三から積滞がふえてくるよう
な形は、これはやはり国民の皆さま方の要望に沿
うことにならないと思ひますので、先ほど申し
上げましたように、やはりこの十年間の拡充法の
延長といひますが、これをぜひお願いしたいとい
うふうに考えておるわけであります。

それから、先ほどの自動化の問題にも関係いた
しますが、だんだんと自動化が、もう公社の直轄
事業における自動化は全部済んでしまったのであ
りますが、残っておりますのは郵政の特定局の自
動化になってまいります。だんだん非常に山の奥
のほうに入つてきますので、まあこれは郵政省と
いひますが、の中における配置転換問題というの
が、やはり公社もかつていろいろの問題、労働
組合と一緒に考えてきたわけでありまして、それ
も、また同じ問題が郵政省の中にある。しかも、
その場所が非常に山の奥のほうに入つてくるとい
うようなこともありますので、あらゆる自動改式
を五二末までに一切やつてしまふということとは
なかなかむずかしいのじゃないかということで、先
ほど計画局長が申し上げた数字が出てまいつた次
第であります。

○島本委員 これに対してデータ通信の債券も入
れてお考えのようですが、これも同一にこの中に
入つて、今後実施していくのですか。

○遠藤説明員 そのとおりでございます。ただ、
金額等については法律ではきまつておりません。

○島本委員 その金額は幾らになりますか。

○遠藤説明員 これは郵政大臣の御認可をいただ
くことになるかと思ひますが、たとえば公衆回
線使用契約等につきましては、普通の電話の場合
と同じようにいたしたいと私も思つておりま
す。

○島本委員 そうすると、まあ電話のようにして
やつていく、こういうようなことですが、電話設
備に対する、まあこれは当然強制負担ということ
に便乗するということになつてしまふのじゃない
かと思ひますが、これはもう強制負担のときに、
これもまた電話の場合とデータ通信の場合と違
つてくるのじゃないか。これは同じものでしょう
か。同時に、今回これをまた、公衆電気通信回線
使用契約ですか、この契約のために、民間から
データ通信のためにこれを借りる金を十五万円
ですか、十五万円ということになつておるようで
あります。そうなりますと、やはり初め電話、今度
はデータ通信もそういうふうになつてくる、こう
いうようなことになつたならば、これはこの暫定
の名においてデータ通信まで延びた、こういうよ
うなことになつてしまふのじゃないかと思ひま
せん。どうか。私の考えが、これ違ひましょ
うか。これを説明しておいてもらひたい。

○遠藤説明員 これは昨年の公衆法改正をいたし
ましたときに、本年から公衆網をいわゆる開放
いたしまして、公衆通信回線使用契約というものを
いたすことに相なりました。そのとき、この委員
会でもお話が出まして、この回線というものが、
結局はそのままであれば電話にも使えるもので
ございます。

〔水野委員長代理退席、委員長着席〕

したがいまして、電話に対して、東京で申しま
すれば十五万円の債券をもらつておるが、これを使
用するデータ通信関係の方がそれを使うときには
債券をもらわぬというのには不均衡になるのでは
ないか、こういう御意見もございました。そのと
おりでございますので、この電話につきま
しての暫定措置が続いております間は、電話の加入者と
均衡のとれたような形をとるべきだ、こういう御
意見がございまして、したがいまして、法文上は
ただいま申し上げましたように、郵政大臣の御認
可をいただくことになつておりますが、私も
いたしましては、昨年の御議論を踏まえまして、
そういう形にいたすべきだろうと考えておるわけ
でございます。

○島本委員 データ通信については、以前から総
裁が言明されているとおり、これは独立採算で
やつていきたい方針のように承つております。し
かし、電話の場合の債券は、これももうすでに
ままでの論議されたとおりであります。データ通
信の資金のあり方としては、これはやはり十分考
えるべきじゃないかと思ひます。しかし、
し、これもやはり電話と同じような方式によつ
て、これを既設の法律の趣旨をそのまま曲げてと
言ふとなつて、それを利用していこうとす
る、こういうふうなわけでありまして、少しこれ
もうおかしいんじゃないかな、こう思ふわけ
でございます。

最近、阿部末喜男委員と一緒に、公害のほうで
特に問題になつたのちよとこれと似たような
のがある。ちょっと眠いようですからなんすけ
れども、こういうふうなことがあるのです。特殊鳥
類の譲渡等の規制に関する法律というのが出て、
特にノイヌ(野犬)は保護されている。しかしそれ
はヤケンと読むと、これは保健所の対象で全部引
き上げられることになる。ノイヌという鳥獣保
護法の対象にされて、狩猟期間中はとるのは
認められるけれども、期間外は許可行為になつて
保護されているんです。これがノイヌというので
す。ヤケンと読むと保健所の対象になつて、何で
もかんでも持つていかれちゃう。三味線の皮にま
でされてしまふ。同じ内容が、ノイヌと書くので
す。どうもこれがちょっと問題になつて、いろいろ
やりましたが、やはりそれはノイヌと読むべき
である、こういうふうなことで、私がヤケンと
言つたそれは、音において取り消した。ここに
おられる阿部君は、十分そのてんまつを知つてお
られるわけですね。いまこでまた、データ通信と電
話というところで、やはり弱電を開放するものであ
るならば、これは全部役務と心得てやる。そうい
うようなことになつていくようですから、なつて
いるから、まあいいです。それ以上、そうじゃな
いと言ふのじゃない。それは認める。認めるけれ

ども、ノイズとヤケンと同じようなもので、何でもかんでも強制徴収すればいいんだという考え方は飛躍だ。やはりこの点においては、私は既設の法律の適用ということで曲げて取るのじゃなくて、別途これは考えて実施すべきではなからうか、こういうふうには思わなければならない。この点等についてはいかがなものでございましょうか。

○ 柏木政府委員 御承知のとおり、公衆電気通信回線を介してのデータ通信、これは電話回線もございまして、またテレックス加入電信の回線を使うという方法でも行なわれるわけでございします。これに端末といて、電子計算機、あるいはそれを使用する端末を直接、接続するわけでございしますが、この端末の利用のしかたにつきましましては、非常にいろいろの方法があるわけでございします。これは直接回線に接続する場合もございしますし、既存の電話機を通じて接続することもございします。あるいは電話機と端末とを相互に切りかえながら使うということもできるわけでございします。したがって、利用の半面といたしましては、電話の回線を電話の通話にも使うということもあり得るというたてまえでこの制度をつくらせておりますので、加入電話の債券引き受けの制度と均衡をとったものでなければならぬだろうという考え方をしておるわけでございします。

○ 島本委員 そのデータ通信の収支状況はどういうふうになってございしましょうか。四十四年、五年、六年あたりまでのものは出ましようか。

○ 朴木説明員 データ通信の最近の収支状況という御質問だと承りますけれども、実は四十五年度を整理した数字を持っております。四十五年度、年間を通じてサービスを提供しましたシステムが三つございします。年間稼働したシステムでございします。それは御案内の全国地方銀行の為替交換システムあるいは群馬銀行の為替交換システム及び運輸省の自動車局の車検登録システムでございします。この三つの年間稼働しましたシステムだけにつきまして収支を計算いたします

と、収入一〇〇に対して支出が一四四、収支率は一四四％という非常に悪い数字になってございします。しかし私ども、この数字はまあ大体妥当な線をいっているのではなからうかというふうな考えをしております。と申しますのも、各システムごとに八年間で大体適正報酬を含めまして、投下資本の全額を回収するというたてまえの料金のきめ方になっておりますので、最初のうちは、サービス開始後しばらくの間はどうしてもユーザーの方の業務内容も少ない。したがって、関連しました料金収入も低い。一方、支出は平年度並みあるいはそれ以上の支出を必要とするというふうなことで、どうしてもサービス開始当初は収支率が悪うございします。しかしだんだんとそれが改善してまいりまして、ユーザーの方の業務量がふえれば、料金も、収入も多くなるといって、八年間ではそのシステムごとに収支が相償うということになりますので、大体この年間稼働、三つのトータル一四四％という数字はまあまあいいところではなからうかというふうな考えをしております。

○ 島本委員 私は驚きました。よ過ぎるのです。いまあれほど開発費を投入して、そうして人件費を投入して、そうして減価償却も見て、その年度の繰り越しも入れて一四四％。一〇〇に対して一四四。来年あたりからこれは黒字になる可能性のある数字です。はたしてこんないいのであります。もしそうだとすると、人件費が入っておりますか。データですか。それから年度の繰り越しが見られてございしますか。DIPSの開発費等もこれに加わっての計算でございしましょうか。また減価償却費を見てございしましょうか。この点を抜いてのものか、入っているものか、この積算の根拠をお知らせ願いたいと存じます。

○ 朴木説明員 お答え申し上げます。いま非常におほめのことばをいただいたわけでございしますけれども、一四四％と申しますのは、ただ三つの年間稼働しましたシステムだけの収支計算でございします。実は私どもも四十五年度に、この三つの年間稼働しましたシステム以外に、さらに多くの準備

中のシステム、設計中あるいは設備を購入しまして試運転しておるものとか、まだそういう支出が立っておりますけれども、収入が一銭もないというふうなシステムをたくさんかかえております。そういうシステムで、四十五年度全体で電電公社の収支上、データの収支状況がどうかということになりますと残念ながら非常に悪うございします。先ほど先生のお話のように、来年あたりこれが黒字になるのじゃないかというふうなお話でございしますけれども、大体料金の設定の考え方が八年間で収支相償う、各システムごとに八年間で償うということとでございしますので、来年からすぐ黒字になるというふうなことは少しむずかしいのではないかと申すわけでございします。

それからもう一つ、通研で新しい超大型のコンピュータの研究開発に相当公社としましても研究投資をしておるわけでございしますけれども、なるべく早い時期に国産自主技術のコンピュータ技術確立したいということで積極的にやっておりますわけでございします。この投資をデータ通信事業の中で回収しておるかという御質問と承りましたが、実はDIPSの研究はもろもろ直接の目標を大型コンピュータに置いておりますけれども、その研究内容をつぶさに検討いたしますと、データだけじゃなしに、電電あるいは電話にも十分共通に使える内容を持っております。したがって、当然DIPSの研究開発費もデータの分担分につきましては、これは必ずデータ通信事業の中で回収していきたいと考えておりますが、しかし四十五年度当初は大した額ではございしません。今後システムがふえることに研究開発費の分担分もデータにつきましましてはふえてまいるといふふうに考えております。

○ 島本委員 私どももいろいろ心配しております。そうして、はたして将来のいわば日本の産業以降情報産業、通信が今後の産業の基幹となつて日本の産業の発展構造がつくられていく、こういう

ようなことに思いをいたすと、やはりこの辺が重要になってくるから、的確に、適正にこれを今後考え、かつ行なわなければならない、こういうふうに思わなければならぬ。したがって、やはり客弁だからこをす。と通ればいいんだ、こういうふうな考えでいるとお出しなされてはちょっと私自身も困るのです。秘密文書というところはやはりすけれども、そうじゃございしませんで、データ通信の総経費、これを見ます場合に、こういうものじゃないはずで、百円をもうけるのに千円ぐらい支出しておるような状態じゃありませんか。また繰り延べ資金上の操作を入れても、百円ももうけるのに三百円支出するような状態になっていくじゃありませんか。また最もうまくいっているいまの資料をちょうだいしました地銀連の場合、これは一四四％と出ておりますが、私の入手した秘密文書によりまして二五〇％なんです。したがって、これは来年からでも赤字になる可能性を、バラ色の幻想を与えながら、さあつていこうというふうな、こういうような一つの操作に見えるわけであります。私の言った秘密文書によるとこのデータはまっくらから違ひますと、こういうふうに反撃してもらいたいのではありませんけれども、これをひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○ 朴木説明員 お答え申し上げます。データ通信関係の収支状況を独立採算というところで非常に厳密に考えておりますけれども、何と申しましても電話あるいは電報との過去の技術との関連が深くございします。技術だけじゃございしませんで、人間その他が非常に複雑なからみ合いをしておりますので、どういうような姿で、分計してデータ通信だけの収支状況を、独立採算を貫くかということとは非常にむずかしい問題がございします。鋭意私ども現在検討しておりますけれども、先ほど御説明申し上げました四十五年度の三つのシステムの収支状況が一四四％であるということは決してうそ、偽りのない数字でございします。ただ先生も御指摘がございましたように、その数字は一見よさ

そうには見えませんが、実はそれ以外にまだ四十五年度で収入を一銭もあげないのに、数億あるいは十数億の設備を買ってやっておるといふような状態がございまして。設計中のあるいは試運転のもの、そういうものがございまして、先ほど申し上げたわけでございまして、四十五年度のデータの収支状況はどうかと言われますと、これは確かに非常に悪いとございまして。

○島本委員 あと一、二ではデータ通信の資金調達計画、これははっきりできてございましてか。

○清水説明員 お答え申し上げます。前に七カ年計画の時点におきまして資金計画を出しております。そのときのデータ通信関係が、所要資金といたしまして七カ年で七千五百億という数字を出してございまして、これを昭和四十六年、四十七年というふうなことで実施いたしてまいっております。四十七年のもちろん予算でございまして、差し引き四十八年からの五年間で大体六千三百億ぐらいの建設投資を考えておる。さらにそれに引き続きます五十三年度以降の五年間では約一兆五千億ぐらいというふうなことで、いろいろな工程を積み上げておるわけでございまして。

○島本委員 その点はわかりました。そうするとこの建設がで上がるまでの間は、これはやはり拡充法によって資金計画をカバーするということになるのですか。そうでなければその計画によって独立採算としてこれを実施するのでございまして。その辺はどうか不明でございまして、ひとつつかんで含めるようにお教え願いたいと思っております。

○清水説明員 資金計画につきましては、一応電話及びデータ通信あるいはそれ以外のいろいろな新規サービス、そういったふうなものにつきまして、それぞれ資金計画を考えております。したがって、ただいまお話しのごいしましたデータ通信の関係でございまして、たとえば七カ年計画で申し上げますと、先ほど七千五百億というふうな建設投資が必要であると申し上げておいたのですが、これに対して実は債務償還等も考慮い

たしますと、所要資金といたしまして八千四百四十億というものが必要になってまいります。これを減価償却引き当て金あるいは債券の発行差損、そういったものによりまして、いわゆる内部資金として二千七百十億は確保できるわけでございしますが、残りの外部資金といたしまして五千七百三十億というものは、これはどうしても外部から資金として確保しなくてはならないというふうなことになるわけでございまして、その五千七百三十億のうち、今度の拡充法によりまして債券といたしましては一千三百八十億というものを考えておるわけでございまして。したがって、財投等で四千億ちょっとの数字をどうしても期待しなくてはならない、このような計画になっております。

○島本委員 まだまだほんとは質問したいのでありまして、質問も佳境に入ってきておる。しかし、私自身もだいぶ疲れてまいりました。あと一、二お伺いします。

この拡充法を十年間延長となっておりまうけれども、公社は今後十年間の資金計画を持っておられまうか。

○清水説明員 かなりの精度の高い形での資金計画を考えたものを持っておるわけでございまして。それから先ほどもちょっと私言いましたけれども、データ通信につきましては一応電話のほうから回すというふうなことではなくて、先ほど数字を申し上げましたのはみんなデータ通信単独としての計画ということで御了解いただきたいと思っております。

○島本委員 それは、程度の高い、確度の高い資金計画は持っておられるということでございまして。

○清水説明員 そのように考えております。

○島本委員 ほんとうにあるんですか。

○清水説明員 少し数字を申し上げたほうがよろしいかと思っておりますので、時間をとるかと思っておりますけれども……十カ年計画として、今後の五年間、ちょうど五次に相当する五年間、それから五十三年度以降の五年間、これをかりに足してみます

と、トータルの所要資金といたしまして約二十兆、十九兆七千五百億ほどの数字を一応考えております。それは、建設投資になりますのが幾らかと申し上げますと、十五兆六千億ほどというふうなことでございまして。あとこまかい数字はございしますが、一応省略させていただきます。

○島本委員 まあ大体わかりました。私自身が知りたいと思っておりましたのはこの具体的な計画でございまして。それと合わせて資金計画だったわけでございます。今後、この問題等につきましては、各委員もいろいろ触れられることだと思っております。法体系としても、またそれを実施するに当たって、万遺憾なきを期していただきたいということを中心からお願ひ申し上げます。私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございます。

午後一時二分休憩

○高橋委員長 この際、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後一時四十九分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。樋上新一君。

○樋上委員 今回のこの電信電話拡充法の一部改正法律案に対して、午前中は島本委員から、どうしてこれを三本を一本にしたかという論議は私も考えておりましたが、質問しようと思っておったこともほとんど言い尽くされたようでございます。大體わかりましたから、それで、きょうはそういう意味におきまして、私もその三本が一本

になったというところについては反対しておりますので、きょうは拡充法のみ質問させていただきます。次の機会に質疑、その他特退法をやらしてもらうということにいたしましたので、そのみに限定してお伺いしたいと思います。

そこで、今回の時限立法の期間が十年となっておりまして、特退法の十年の延長は、これは納得がいくのですし、また賃金の設定におきましては納得がいくといえはいくのですけれども、当時の会議録を見ますと、当時の大臣は、これに対して需給のアンバランスが、いわゆる積滞が解消した場合のこの特退法は必要がなくなる、こう答弁していられたのですが、今度十年間延長を提出されたわけでは、七カ年計画によると、一応五十二年に積滞解消をするようになっておるのですが、この法案はこのたびの延長で、四分の一世紀経ておるわけですが、先ほども、午前中も問題になった暫定、暫定じゃなしに、そういうふうなものでしたら恒久的な制度とするように再検討してくるべき時代ではなからうかと私は思うのでございまして、こういう点につきまして、大臣はどうお考えになりますか。

○廣瀬國務大臣 まず、特別の給付金の問題についてでございますが、今度の拡充法が必要でありますように、どんな今後も電話の自動化への切りかえというふうなものがまだ十カ年間も続いていくということを考えておるわけでございまして、それから、そういうことを前提にいたしますれば退職者の手当も考えなければならぬ、給付も考えなければならぬというわけでございまして、また賃金についても、先刻申しましたように、供給が必要に足らないという期間は、やはりそういう便法がありますことが利用者のために便利でございまして、これからまた時期を同じくいたしましてそのような暫定措置、法律を延ばすほうがいいということも考えまして、この二つのものを出したわけでございまして、問題の拡充法、加入者に賃金を引き受けてもらおうというこの問題でございまして、これは最初の見通しでは、昭和五十二年度――昭和

それから二番目が、情報化社会の発展に寄与する、こういう立場から、電話以外のたとえばデータ通信であるとか、あるいは画像通信、こういったふうなものの拡充開発を積極的に推進いたしますし、同時に、データ通信のために必要な通信回線についても、その需要に応ずるような設備をつくっていく、こういうことでございます。また、別な面から見ますと、そのような情報化社会という面から見ますと、いろいろなサービスの要望というものが高度化、多様化してまいるわけでございます。合電気通信網というものの形成をはからなくてはいけない、そういった点でいろいろの設備を拡充していきたいという点が第二点でございます。

それから第三番目は、これらのいろいろの設備を改善し、拡充し、サービスの多様化をはかっていくためには、これの裏づけになりますものはどうしても技術革新である、そういった意味から、

それ以外に、たとえば公衆電話のようなものは二十八万個おつける。それから、市外電話回線等につきまして七十四万回線もやろう。それから、先ほどもちょっと触れましたデータ通信につきましても二百十システムほどやろうじゃないか、このような工程を一応考えたわけでございまして、先ほどの基本方針に基づきますこのような工程を考えてみますと、所要資金といたしまして建設投資額で八兆五千億になる。それ以外に債務償還が、兆六千六百七十億ということでございまして、所要資金が十兆一千六百七十億、そのようなかなり大きな資金が必要になる。このようなものでございまして、非常にかいつまんで申し上げましたけ

○樋上委員　大体の予想をお伺いしたのですけれども、別の角度から私ちょっとお伺いしたいのです。

これは総裁にお伺いしたいのですけれども、財投等の伸び率のパーセンテージを見ますと、第一次計画には九・四％、いわゆる二十八年から三十二年ですね、あったのが、第三次計画、三十八年から四十四年までにおいて一二・二％に上昇した。ところが四十六年度には七・二％に下がってきておりますが、これらについてはどう総裁はお

ましては毎年予算要求の時点で政府にいつも要求しておるのでありますけれども、政保債のワケ自身が、ここ数年間ずっとあまりふえていない。大體、たしか七、八千億円ぐらいただと思いますが、道路、港湾、いろいろ最後のときに、その取り合いといつてはおかしいのでありますが、それをどういうふうに分配するかということがいろいろ問題になってきまして、電電公社といたしまして、一番大きな年でも三百数十億ぐらいしかもなかったことがないわけでございます。したがって、外部資金を補てんする方法として、結局縁故債をやる。その縁故債も、初めのうちはたとえば共済組合が引き受けるというようなこともありまして、それからまた最近では市中銀行あたりにもその縁故債を求める。四十七年度予算におきましては、これは特別債、いわゆる縁故債という形にちょっと名前と実体が合わなくなっているわけでありまして、特別債というような形になっております。そこに先ほど来、新たにいわゆる政府の保証のない公募債、これも特別債の一つというふうな考えておるわけでございます。パーセンテージは確かに、これは年によって違っておりますけれども、大きくいましていわゆる内部資金というものとの割合は大体五〇％前後ということになっておるわけでございまして、いま問題になっております加入者債等は、これは外部資金のほうに入っておるわけでございまして、内部資金の割合としては減価償却費あるいは損益勘定から出てくるもの、あるいは公社の自己資金のそれを實際建設に回すとか、そういうものは内部資金になっておりますが、内部資金、外部資金の割合は大体五〇％というのが過去の例でございます。

○樋上委員　いま、本年度特別債が発行されたとおっしゃいますが、この見通しはどうかという

とお伺いしたいと思っておるのですけれども、その前に外部資金のほうで、これはパーセンテージが変動になってきたのでしよう、いわゆるパーセンテージが、これと特別債の発行したものの、それはどうなるか、この見通しはわからぬのですか、それに対してお伺いしたいのですか……

○好本説明員 お答えいたします。七カ年計画におきまして、先ほど総裁がお答えしましたように、外部資金と内部資金の割合というものは大体半々くらいになっておりますが、その外部資金の中で、いわゆる拡充法に基づくところの加入者等引き受け債券が約三〇%を予定しております。それから設備料は一〇%を予定しております。いわゆる財政投融資、あるいは縁故債とか、新しい公債債というものは一三%、金額にいたしまして一兆三千百十億程度を予定しております。ごさいます。それから五十三年度から五十七年度までの所要資金が約一兆でございまして、この中で加入者債等の、いわゆる拡充法に基づくところの加入者等の引き受け債券の占める比率は二一%でありまして、設備料によるものが六%、それからそのほかのいわゆる財政投融資あるいは縁故債または新しい公債債、こういうものに期待しておるものが二兆二千億円の、一九%ということでございます。これを見ますと、やはり加入者等引き受け債券の占める比率は、七カ年計画におきまして三〇%、五十三年度から五十七年度の五十七年度までのものにつきましても二一%と、相当大きい額、大きい割合を期待しておるわけでございます。先ほど御指摘のありましたように、四十七年度からやられていたように検討しておりますところの政府保証のない新しい公債債、こういうふうなものをも少し将来にわたって伸ばしてはどうかというふうなことも考えられますけれども、先ほど申し上げましたように、七カ年計画におきまして一兆三千億、五十三年度から五十七年度までにおきまして二兆二千億、五十三年度から五十七年度までを見ますと、加入者等の引き受け

債券で二兆五千億、財政投融資等あるいはいまの公債債等で二兆二千億、ほぼ匹敵するような額でございまして、この二兆二千億あるいは七カ年計画の一兆三千百十億というように額を縁故債、公債債等でまかなっていくということになりますと、私どもの計画を年平均にしますと、大体五十二年度までは年間約二千億、五十三年度以降の五カ年間は年平均で約四千億という非常に膨大な金額でございまして、これを公債債あるいは縁故債等でまかなっていく、あるいは政府の御援助によるところの政府保証債というふうなものに依存しようと思ひましても、過去の実績あるいは将来の見通しからいって、相当重い荷物だということに考えておられて、まあこれが俗なことばでいいますと、簡一ぱいといえますが、非常に大きな努力を要して初めて達成できるような目標だといふふうに考えております。

○樋上委員 わかりました、七カ年計画における沖繩の現在と将来はどう考えておりますか。

○清水説明員 お答え申し上げます。七カ年計画策定の当時は、沖繩の返還が未定でございまして、具体的工程を確定して繰り込むことは実はいたしておりませんでした。ただ、当時そういつた予定がございまして、ただ、それから、七カ年計画の投資の総額の中でこれを処理できるものというところで一応考えておりました。資金的にもおおよそそのめどは立てておりました。ただ、具体的な工程は繰り込んでいなかった。その後、沖繩におきまして問題がいろいろとわかってまいりましたものでございまして、本年八月を目途といたしまして、第五次五カ年計画を策定するわけでございまして、その中には当然これを繰り込んでおるわけでございます。

ただ現在わかっております数字を少し申し上げてみますと、大体本土と同様に、加入電話につきましては五十二年度末までに積滞を解消することを目標にしたいというふうに考えておりますものから、大体期間中に、この七カ年計画に相当する時点で、大体十五万程度の加入電話を増設す

ることになるかと思ひます。現在が大体十万ほどでございまして、五十二年度末の状態では大体二十万くらい加入者になるのではなからうか。その状態が大体需給がはかれるものだ、こういうふうな状態でおるわけでございまして、それからそれ以外、やはり公衆電話の關係もかなりの増設が必要であらう、あるいは市外サービスの改善ということも当然考えなくてはいけないわけでございまして、これは本年の大体秋ごろに即時化、自動化でダイヤル化できるよう計画をこれはすでに考えて、目下工事中でございまして、またやはり手動局、磁石局がかなりございまして、これを自動化から、これらにつきましても逐次自動改式を進めまして、できればこの七カ年計画の期間中に自動化を終わりたい、このような計画を進めておるわけでございまして、大体そういうことでござい

ます。

○樋上委員 いままでにおける沖繩の経営状態といふものは黒字でございまして、こう思うのですが、これが本土並みになってくると約三十億円の赤字が見込まれておると思うのですが、この点どうでしょうか。

○好本説明員 お答えいたします。御指摘のように四十七年度の予算案で御説明いたしますと、これは当然五月十五日から四十八年の三月三十一日までの現在の予算案でございまして、収入におきまして、沖繩分として三十八億、支出におきまして六十九億でございまして、収支差額は三十一億円の赤字に相なるわけでございまして、これはただいま御指摘になりましたように、現在までの琉球電電公社の経営状態は決して赤字ではございせん、一〇%ないし二〇%くらいの黒字でございまして、これがなぜこうなるかといふと、その一番大きな原因といたしましては電話収入でございます。まして、本土復帰と同時に本土並みの電話料金体系に相なります。これによりまして沖繩分の四十七年度分におきましての電話総収入が約三〇%以上下がるわけでございまして、これが一番大きな原因でございまして、それからもう一つは、日

本内にいたしまして約十億円の国際電気通信業務から生まれるところの収入がございまして、これは御案内のように国際電気通信業務の収支というのにはわりにもいものでございまして、これが日本電信電話公社のほうに引き継ぎを受けませんで、国際電気通信株式会社のほうに参ります。こういう二つの理由が大きな理由でございまして、いままで黒字でありまして、この琉球電電公社の収支じり電電公社になると同時に赤字になるということかと思ひます。以上でござい

○樋上委員 こうした約三十億円の赤字をかかえて今後七カ年計画をやっていくかなければならぬ。さらに現在赤字である電報はどうなるか。さらにブッシュホンの進捗状況はどうか、こういう点についてお伺いしたいのです。

○遠藤説明員 いま御説明いたしました沖繩の問題は、現在までの通話料をそのまま新しい日本の料金体系に引き直したものでございまして、したがって、いままでいきますと赤字でございまして、それが沖繩も便利になりますし、あるいは自動即時になります。そういうしましてまた電話もふえてまいりますと、このままのペースで赤字が継続するものとは私も考えておりませんし、また便利の中で経営もよくなっていくように、沖繩だけとりましても赤字はなくなりますように私どももできるだけ努力をいたすつもりでござい

ます。

それからただいまのブッシュホンでございまして、ブッシュホンも当初はたいへん売れ行きが悪かったものでございまして、現在では、四十六年度につきまして大体十個を予定いたしておりますが、九万八千個がございまして、受注量を含めまして大体十万を突破いたしております。

○樋上委員 遠藤局長、さらにお伺いするのですが、この七カ年計画を見ますと、一般加入増設として千九百七十万台を計画しておられますが、住宅用と事務用の内訳を見ますと、住宅用が千五百七十万、事務用はわずかに四百万台、過去の推移を見ますと、こういう割合になっていくと思うので

すが、この点はいろいろに考えられますか。

○遠藤説明員 お答えいたします。午前中にもお話が出ましたように、五十七年度は百世帯について九十五という数字で住宅用電話がふえるわけでございます。したがって、現在でもそうでございますが、これから先は単年度、いま先生のおっしゃいましたように、各年度とも七五%以上の比率で住宅電話をつけていくことになりましようし、また私どものほうの営業政策としても、そういう実態に即した形で営業というものを考えていかなければいけない、こういうぐあいに思っております。

○樋上委員 私は、これは従来あまりにも経済優先過ぎたのではなからうか、たとえば電話設置基準におきまして、住宅用と事務用というものを本来差をつけていたのです。これは本来差をつけるべきではないのではなからうかと私は思うのですけれども、こういうぐあいに諸外国では、このような優先順位をつけておられるのでしょうか。

○遠藤説明員 お答えいたします。完全な調査でないかも知れませんが、現在私どもが知っております限りにおきましては、いわゆる優先順位で住宅用に差をつけておる国はございません。ただ、私どもといたしましては、これは日本だけでございますし、今後の問題は別といたしまして、今日まで限られた範囲内の電話を優先的につけていく一つの手段といたしまして、またその中で私どもが経営をある程度まかなっていく手段として、この優先設置基準というものは一つの役割りはあったのではなからうかと思っております。

○樋上委員 諸外国と日本との対比を電話についてするのは私もいろいろと調べてみたのですけれども、新規に架設時の負担は、日本と諸外国との状況はどうなっているかといえますと、アメリカは、これは経営者は民間ですけれども、事務用が二十ドルで六千六百六十円、住宅用が八・七五ドルです。公社でありますイギリスは、実費最高額が二

十六ポンドですから二万六千四百円です。フランスが三万六千二百六十六円、西ドイツが一万一千四百七十円、こういうぐあいになっているのですが、こう考えてみますと、日本の場合は架設費が非常に高い。そしてさらに債券を持たすということ、諸外国と比較いたしますと、日本のほうがあまりにも高いのじゃないか、こう思うのですが、この点どうお考えになりますか。

○遠藤説明員 お答えいたします。ただいま先生のおっしゃいましたように、これも数字のこまかい点は別といたしまして、大体そのとおりでございます。ただ、これは沖繩のときにも申し上げましたけれども、電話の料金というものは、初めにいたいただきますのと、それからその後通話料という形でいただきますものと、両方ひっくりかえりて総合的に考えさせていただきます必要もあらうかと思っております。そういう点から申しますと、確かに諸外国は設備料といえますが、コネクションチャージというものは日本に比べますと非常に安うございす。しかし、その後の通話料というものは御存じのように、わが国に比べますと非常に高うございまして、現在単位料金七円という国は世界でどこにもないかと思っております。それからまたミニムチャージと申しますか、かけてもかかなくてもいただくお金、わが国で申しますと基本料プラスアルファでございますが、こういうようなものも制度として設けておる国がほとんどございまして、全体を合わせると、わが国は外国に比べて高いとは考えられないのではないかと、私はこういうぐあいに思っております。

○樋上委員 イギリスは六分で八円ですよ。これはどうなんでしょうか。

○遠藤説明員 お答えいたします。確かにいまグループ内の料金につきましては六分一ペンスでございますから八円でございます。ただ、これのほかに市外通話料というのを見てくださいますと、やはり距離別時間差をとっておりますが、この金額は比較がなかなかむずかしいと思っておりますけれども、わが国の大体二・一四倍くらいにならうか

と思ひます。ところによりまして違ひますが、平均いたしますと、そういう数字にならうかと思ひます。それから先ほどの基本料のようなものもこの中にございまして、全体を合わせると、高い低い比較はむずかしいところでございしますが、必ずしも高いということもなからうかと思ひるのでございす。

○樋上委員 総裁、先ほど来私が言うておりますように、住宅用が圧倒的に多くなってきたのですから、今後優先順位というものはこの際再検討すべきときに来たのではなからうかと思ひますが、いかがでございましょう。

○米澤説明員 先ほど営業局長がお答えいたしましたけれども、これまでは優先順位というものがやはり歴史的な役割りを果たしてきたと思ひますが、だんだん全国的な規模において積滞が解消され、電話が申し込めば最大三ヶ月以内につくというふうになれば、当然優先受理基準というものは直されてしかるべきではないか。これらにつきましましては今後検討を加えていきたい、こういうふうにして思っております。

○樋上委員 いろいろ申しましたけれども、最近の電話の普及率などを考慮してみますと、電話は国民生活に密着しておりますので必要不可欠なものになりつつありますが、いまだに日本におきましては電話設置にあたって五万円の設備料、また十五万円の債券、また設置後は基本料、度教料、たいへんな負担となつてくるわけですが、今回の計画を見ますと住宅用電話が圧倒的に多いわけですから、国民一人一人の負担は非常に重いものになつてくるわけですが、諸外国ではどのような方法で資金調達を行なつておられるか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○遠藤説明員 お答えいたします。資金調達全体について諸外国全部共通のものはございません。ただここで議論されておりますような加入者引き受けの債券制度というのはごく特殊な、たしかノルウェーとデンマークだったと思ひますが、それ以外の国はほとんどございせん。

○樋上委員 先進諸国におきましてもほとんどが、資金調達というふうな面にあたりましては、債券をどういう方法で国民に負担させようかというふうな例は、いまあなたが申し上げたようにない。債券を国民に負担させるなどというふうなことはなくして、公社自身が努力をして公社債を市場に売り出す、財政投融資資金額をもっと増大させて何らかの方法を講ずるべきであると思ひますが、この際総裁いかがでございましょうか。

○米澤説明員 確かに公社自身が資金を調達いたしまして、電話を架設する方に最初に債券等を負担していただく方がないで済ませるというところは望ましいわけでありまして、先ほど経理局長が御説明いたしましたように、現在の積滞を解消し、さらに七カ年計画を遂行し、さらにその後における積滞なしの状態を維持するために非常に多額の金が必要わけでありまして、外国の例を若干引いてみますと、たとえばイギリス等におきましては積滞が大体十三万くらいしかありません。ドイツあたりでも積滞がわりにも多いほうですけれども六十万くらいしかありません。ところが日本はそれに対して二百数十万あるという状態でありまして、やはり昭和五十七年度末くらいの時点までにはそれをぜひお願いしたい。ただ最近の債券の市場が——この前昭和三十四年に拡充法を国会で定めていただいたときの附帯決議にも、債券があつたころは大体額面の七〇%くらいになつていたので時期がございしますが、その後債券の価格が十分維持されるようになって、現在は大体九七、八%あるいは九五%くらいまで売れるようになりまして、債券をお持ちになつた国民の方の負担という点においては、当時比べて格段と改良されたといふことは一応お認め願ひたいといふふうに思ふ次第でございます。

○樋上委員 大臣、私は電電公社が過去に国民に債券を相当負担しておた。あらゆる会社は自己資金、自分の会社の発展のため、資金調達というものに対しては全額を突っ込んでその会社は戦つていかなければならないと思ひます。とこ

るが、公社は容易に電話の債券というものを国民に負担してもらい、一番企業努力をしなければならぬのを債券に依存しておるというところに、私は企業努力が足りないと思うのです。また、企業努力をして、債券に依存しなくともいいというふうな経営状態にみずからの自己資金を調達すべきであると思うのです。この点、大臣どうお考えになりますか。

○廣瀬国務大臣 原則といたしましては、種上さんおっしゃったとおりと思います。企業努力にいたしましては、電電公社としましては非常に優秀な、優秀なと申しますか快調な成績をあげているものと私は喜んでおりますのでございまして、こういう公共企業体でございまして、成績は維持し、向上させていかなければならないという一面がありますとともに、財政の面におきまして、やはり政府の方針にもある程度拘束を受けるわけにございまして、財政に依存するというようなことについても非常に努力をいたしておりますが、その他は繰越債でありますとか、従来は政府保証だけでございましてけれども、今度新規に一般の公債、政府の保証しない公債、つまり事業債でございまして、事業債を発行できるというような道が開かれました。そういうことについてもたいへんな努力をいたしたわけにございまして、事業債にいたしまして、国民から金を借りるということになるわけにございまして、債券は債券でございましてけれども、比較的安易な加入者の債券というふうなことも、一般的に募集をするというふうなことがたてまえでなければならぬと思っております。なかなかそれが容易に確保できないというふうな面が、努力いたしながらありますわけなものですから、それで加入債ということも一部お願い申し上げて、御協力をいただきたいと思います。ところでございまして、

○清水説明員 ナショナルプロジェクトというのとば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

○樋上委員 いろいろ総裁も大臣も申されたのですが、私は持論としてたてまえ申し上げました要望をいたしておきます。企業努力をやっていたきたい、こう思うのでございまして。それから、データ通信のことでもございまして、新規電話需要に千三百万を見込んでおるのですが、そこにはブッシュホンも含まれておりまして、そこにはブッシュホンも含まれておりまして、ブッシュホンで販売するものも含まれておるわけにございまして。一応の数として私どもも考えておりますのは、七カ年計画の中でちょうど五二末にブッシュホンの数が二百六十万になるのではないかと、こういうふうな数字を考えております。

○樋上委員 データ通信の中に、情報化社会の進展に寄与する云々、また経済社会発展の国民福祉の増進に寄与するナショナルプロジェクトを積極的に推進すると、こうあるのですが、このナショナルプロジェクトとは具体的に一体どういうことでしょうか。

○清水説明員 ナショナルプロジェクトということば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

○樋上委員 いろいろ総裁も大臣も申されたのですが、私は持論としてたてまえ申し上げました要望をいたしておきます。企業努力をやっていたきたい、こう思うのでございまして。それから、データ通信のことでもございまして、新規電話需要に千三百万を見込んでおるのですが、そこにはブッシュホンも含まれておりまして、そこにはブッシュホンも含まれておりまして、ブッシュホンで販売するものも含まれておるわけにございまして。一応の数として私どもも考えておりますのは、七カ年計画の中でちょうど五二末にブッシュホンの数が二百六十万になるのではないかと、こういうふうな数字を考えております。

○清水説明員 ナショナルプロジェクトというのとば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

国的な規模でのネットワークが形成されるようなものというふうな、そういう概念を一応考えておりました。具体的にどういうことを私どもも考えておるかといふと、政府の行政関係のいろいろな仕事に関連するものも当然あるのでございまして、それ以外に流通あるいは公害、同時に医療システムあるいは最近かなりコンピュータを使うようになってまいりました教育の関係、そのようなものを、先ほど申しました公共的かつ全国的なネットワークで構成されるものを、電電公社がデータ通信としてそのサービスを開発し、さらに普及することが非常にいいのではなからうか、こういうふうなことでございまして。

○樋上委員 総合電気通信網の中に、通信量の急激な増高により電子交換機をはじめとする各種基礎設備を整備して総合電気通信網の形成をはかるとありますが、この総合電気通信網の形成とはどういうことですか。具体的に説明していただきたい。

○清水説明員 お答え申し上げます。従来私どもの電気通信と申しておりました場合には電話が中心になりました。それにいわゆる加入電信、そういったふうなもので従来通信網というものは構成されておったわけにございまして、したがって、その中で電送されるものは、いわゆる音声を中心でございまして。同時に音声を送るということで大体的に、周波数の範囲でいいますと、音声でございまして、四キロヘルツといふふうな、そういう比較的狭いバンドの周波数で構成すればよかったわけにございまして。ところが、これからのいろいろなサービスの高度化というふうなことで考えてみますと、一つは、たとえばデータ通信のようのものでございまして非常に速いスピードでデータを送るという要望が出てまいります。そのために、従来の音声を送っておったような周波数バンドではやはり不適當になってまいります。また従来の音声だけでございまして、それに画像といふような、要するに目で見る、聴覚プラス視覚とい

○清水説明員 ナショナルプロジェクトというのとば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

○樋上委員 データ通信の中に、情報化社会の進展に寄与する云々、また経済社会発展の国民福祉の増進に寄与するナショナルプロジェクトを積極的に推進すると、こうあるのですが、このナショナルプロジェクトとは具体的に一体どういうことでしょうか。

○清水説明員 ナショナルプロジェクトというのとば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

○清水説明員 ナショナルプロジェクトというのとば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

いうようなサービスを拡大することになりまして、これはちょうどテレビを送りますのと同じようなことでございまして、非常に高い周波数、広い周波数を必要とする、このように技術的に高度の内容を要求されてくるということがまずあるわけにございまして。そういったことと、これらの電話以外に、ただいまの画像通信あるいはデータ通信あるいは模写というふうなものを能率よく伝送し交換をするためには、従来と違った形の通信網を形成しなくちゃいけない。簡単に言いますと、非常に質のいい、しかも高度の内容を持った通信網にいたしませんと、そういったサービスに應ずることができない。こういったいろいろな多様化されたサービスを引き受ける通信網を総裁は総合電気通信網と申しておるわけにございまして、将来のそのようなサービスの高度化及び通信量の急激な増加というものに効率的に対処するためには、総合電気通信網を形成せざるを得ない。その場合に、その交換機を果たすものが電子交換機でございまして、あるいはそのほかいろいろと端末等も含めまして基礎設備が必要である、このようなことでございまして。

○樋上委員 もう一点どういふことですか、今回の計画は、内部資金が外部資金を上回っております。その根拠はどういうことか、この裏づけを明確にしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。七カ年計画におきまして外部資金と内部資金はほぼ同じだ、大体五〇%前後だ。それから次の五十三年から五十八年に行く間の投資計画というのに対して、これも内部、外部はほぼ同じだということにございまして。内部資金といまして公社がその中に考えておりますのは、一つは原価償却費を流用するということ、それからあとは収支差額を持つていくだけですが、この収支差額はそれほど大きな額には今回はなっておりません。大体原価償却費が主であります。それから外部資金とい

○清水説明員 ナショナルプロジェクトというのとば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

○樋上委員 データ通信の中に、情報化社会の進展に寄与する云々、また経済社会発展の国民福祉の増進に寄与するナショナルプロジェクトを積極的に推進すると、こうあるのですが、このナショナルプロジェクトとは具体的に一体どういうことでしょうか。

○清水説明員 ナショナルプロジェクトというのとば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

○清水説明員 ナショナルプロジェクトというのとば自体、まだそれははっきりと定義づけられたいものではないのかと実は考えておるのでございましてけれども、ことばから大体おわかりいただけるように、公共的な内容があり、さらに全

たしましては、今回お願いしております拡充法による債券、これが七カ年計画におきましては大体三〇%、その後におきましては約二〇%というふうになっております。それからその他電話の設備料、それからあとと財政投融資等、等の中には先ほど来問題になりましたいわゆる今回四十七年度から新し道を開こうという政府の保証のない公募債あるいは縁故債等の特別債、こういうものを充てております。数字につきましては、あとでまた御質問ございましたらお答えいたします。

○樋上委員 今度は広域時分制の先行実施についてお伺いしたいのですけれども、過日先行実施について公社が発表されたのを伺ったのですが、その内容について簡単に説明していただきたい。加入数はどうなっているかという点でお願いしたいのですが……

○遠藤説明員 お答えいたします。先行実施と申しますのは、昨年改正をしていただきました公衆電気通信法によりましていわゆる試験実施でございます。先般発表いたしました内容は、この法律に基づきまして行なわれる試験実施を、来る六月十一日以降六単位料金区域において行なう、こういう内容を発表いたしましたわけでありまして、それでその中身つまり料金その他につきましては、現在郵政省に認可を申請中でございます。

○樋上委員 過日の先行実施の選ばれたところが北陸、近畿、九州、北海道の四通信局内にあるのですが、単位料金区域を六局として、電話取り扱い局十九局を選定されたわけでありまして、その選定基準等の根拠はどこからやられたわけなんですか。

○三宅説明員 お答え申し上げます。まず先行実施を私どもやらなければならないという根拠を申し上げればよろしいかと思いますが、この先行実施につきましましては、何ぶん全国四千九百局以上といったような非常にたくさんの自動局の料金関係の機器を、非常に短い期間に工事をし、切りかえてまいります。そういう関係で短い期間にどんなやりやります場合にそこが非常に非常に申しわけ

ないことになってまいりますので、あらかじめごく限られた地域で先行的に工事をし、切りかえをし、さらに保守の方法といったようなところまではっきり確認をいたしておきたい。これがまず先行実施をいたします理由でございます。そのほか御承知のように料金が変わりますので、トラフィック関係、呼びの流れるというものが若干変わるであらう、そういったようなものに対応いたしたためにも設備等を準備しなければならぬわけでございますが、こういったデータにつきましては私もいろいろ予測はいたしておりますが、これもやはり確認をしておきたいというようにございまして、その中で、そういったわけで先行実施をするわけでございます。ただこの場合に、現在全国にわたって工事を進めておりますけれども、ある程度早くこの先行実施をいたしますとすると、その期間、先行実施をいたしますまでに単位料金区域を単位として工事が終わっておりませんと、できないうけでございます。あちこち工事を進めておりますが、いまのところもう工事が済んでおります単位料金区域は全国でまだ十幾つかございせん。

したがって、その中で選びましたので、多少地域的にも片寄ってまいりましたわけでございますが、それと同時に一つ私ども地域を選びました理由は、先ほど申し上げましたような理由で先行実施をいたしますので、公社が現在使っております、現用にしておりますあらゆる交換機の種類、これを全部含んでおる必要がございます。御案内のとおり自動交換機は導入されてからもうすでに四十数年、五十年近くになっております。五十年前の交換機も動いておりますし、ごく最近のものもございまして、いろいろな方式がございましてございまして、こういった非常に限られた数の中で全交換方式を組みたいということも技術的に非常に必要なことになってまいります。そういった条件で選びましたのが先般発表いたしました六つの単位料金区域、こういう関係になったわけでございます。

○樋上委員 私は先行実施について選ばれたこの地域、そういうことを考えてみまして、これは何を意味するか、目的は何かということをお伺いしたいのですが、大都市部がなぜ先行実施に選定されなかったのか、公平を欠くのではないかと、こういう点で少し私には質問したいと思うのですが、大体その目的は何ですか。

○三宅説明員 先ほど御説明申し上げましたとおり、先行実施の目的が、技術的な最終的な確認をいたしたい。確認と申しますか、今後の作業に漏れなきを期したいということが目的でございます。そういった関係で時期的にできるだけ早く早過ぎないという形で六月を選んだわけでございますが、これはいろいろな確認という意味から申しますと、一番おそい時期というふうに私も考えておりますが、大都市におきましては電話局の数が非常に多いでございます。東京では局舎の数にしましては百以上でございます。その他の大都市にしましては非常に数が多々ございますので、現在の時点では一つの都市を単位に工事を終わらせておるところが一つもございせん。むしろ大都市は明年に入らないと工事が終わらないような状態でございまして、先行実施の候補の対象としては大都市はそういう点で物理的に選ぶことができなかったわけでございます。

○樋上委員 先行実施というものは、一つは機械の試験的な試行も考えられるのではないですか。

○三宅説明員 機械の試験的な試行も、機能という面につきましては、私ども現在のお客さまにできるだけ御迷惑をかけませんように、工事中途中あるいは工事の一部分済ませましたような地区において、お客さんの入っていない状態でいろいろ技術的な確認はできるだけいたしております。したがって、最終的には、お客さまが使いやすい状態でのいろいろな問題、及び旧料金制度から新料金制度へ切りかえす場合の問題、こういったような問題を主として、この先行実施の目的としております。したがって、先ほど申し上げましたように、公社が現在

使っておりますあらゆる交換方式についての確認ができればよろしいわけでございます。大都市だけにございまして交換方式というのは現在のところございせん。したがって、先ほど申し上げました六つの単位料金区域で完全に機能の確認あるいは切りかえの方法その他の確認ができると私ども考えております。

○樋上委員 昨年、公衆法の改正のときに試験局の実施にあたっては種々論議をいたしてまいりました。広域時分制実施にあたっては、技術的な確認だけではなく、これが加入者から見た場合時分制三分刻みをとるのよう利用されるか、この状況を調べなければならぬ。そうすると基本料金、度数料金はどうか。特に都市部においては非常に影響が大きいのではないかと。今度の三分刻みにしてはあの当時私も遠藤局長と論議を戦わしまして反対の意を表したのですけれども、これが都市部におけるところのこの時分制になりますと、ものすごく料金が上がっていきなりびっくりしなければならぬ。角度から試験をやるのに、そういう都市部も対象にしてやらなければならぬ。その都市部を除外して、こういう場所を選ばれたというところには何か他意があるのではないかと。いわゆる都市部でやっていったら、ほとんど試験やっている間にものすごく通話料金が上がってくる。これは公社が増収になるのです。そういうところをあらわさずに選ばれた。敦賀、この加入数は九千七百九、小浜が六千四百八十七、近畿におきましては長浜が二万二千七百三十三、三田が八千四百二十四、九州の前原が五千三百三十四、北海道の余市が四千九百五十、こういうところですね。こういうところを選ばれたというところは、うまいところを選んだものだな。こういうところで試験をやってみると、この広域時分制の、つまり都市の一番心配しておるところの負担が大きくなっていくというところとあらわれてくる、そういうことよりも、こういう都市を選んだらどうか、こういううまいで出されたのではないかと私は思うのです。それでいろ

いる資料をもらって見てみました。ずっとこれを上げて、この範囲内が第一区域だということは、上がって見ますと、このしるしがついておるところの、いわゆるマグネチックの、磁石の試験機のところと、ブロードの交換機のところがある。大体Mと書いてあるところが多いですね。だから、こういうところと、市内ではもうすでに増加になっておる。これは試験の先行実施の対象にならぬと思ふのですが、この点はどうでしょう。

○遠藤説明員 お答えいたします。いま一番最後におっしゃいました点は先生のおっしゃるとおりでございます。ただ先生誤解をしておられるところが一つございいますかと思われまして、たいへん失礼ですがお答えをさせていただきますと、実はこの試験実施と申しますのは、たとえばこの前の国会におきまして先生のおっしゃいましたように、三分で終わる通話がどのくらいあるか、あるいは平均通話時分がどのくらいあるかということ調査することが目的ではございません。先生御存じのように、こんな小さなところでやりましてもあまり正確なものとは出ようがございませんで、こういう調査はやはり本実施になりましたあとで、場合によっては大都市でやることも必要かと思ひますが、そういうことのためにやるものではないでございます。この試験実施と申しますのは、法律の附則に書いてございまして、例の広域時分制をことしの秋から、政令で定める日から実施をするわけですが、その本実施がスムーズにいくなためにいろいろなことを試験をして準備をいたさなくてはいけないわけでございます。その一つの方法として、先ほど施設局長が申しましたように、こういう先行実施という方法をとらなくても、機械そのものの正確度というようなのはすでにいままでの間においていろいろそういう試験も完了いたしております。あるいは工事の準備というようないことも全部いたしております。ただ、そういうお客さまと無関係の場所でも本実施に備えて試験をして準備をいたしますことは、どう

してもお客さまに關係のあるところで試験をやらなくてはならない、それに六Mを選んだわけでありまして、これは一体何を試験するのかと申しますと、いろいろな型の交換機で切りかえを行なうときの作業の実施の形態が、現在机の上でプランを立てているもので、はたしていかどうかということを実際やってみたいとわからない面がございますので、それをやるというのが一つでございます。それから新しい制度になりましたときに、トラフィックの変動が、机の上でやりましたものと実際にやったものとがもし万一食い違うようなことがあれば、これは逆にいきますと非常に大きな量になりますので、そういう変更も考えなくてはならない。この二つの点におきましてあらかじめ本実施の前に、私どもが机上で考えたものとどのくらい違うかということを一べん試験をいたすわけでございます。その意味からいいますと、この試験はできるだけ小さいところでやり、また型の変った機械のところで行うのが筋であるかと思ふのでありまして、先生のおっしゃいました三分通話の数をこんなところでごまかすのじゃないかというようなことはゆめゆめ考えておりません。そういうようないかはあらためてまた大々的にやらなくてはならないかと思ひますが、そういう意味でございます。

○樋上委員 この先行実施というものは、あらゆる時分制、また隣接地域の区内の通話料、区域外通話料、こういうぐあいに変わってくる、その隣接地域が磁石式とか交換式とかの場合が多い、單位料金区域では本来の試験局としての目的を果たすことができないだろう、こういう意味から私は申し上げておるのでございます。

さらに、先行実施期間として六月の十一日から開始されたいようであります。先行実施六局に加入している加入者に対してどのような方法で周知徹底されるのですか。

○遠藤説明員 お答えいたします。現在正規の規則類は、料金額そのものにつきまして郵政省に認可を申請中でございます。認可がおりましたなら

ば、直ちに地元の加入者に、この先行実施というもの趣旨あるいはそれによって変わる点等につきまして、お一人お一人に地元で御説明のための資料をお配りし、必要に応じてまた説明をいたします。そういうような形でできるだけ加入者全員にわかつていただくような方法をとるよう準備をいたしております。

○樋上委員 その方法が私も望ましいと思ひますので、一軒一軒周知徹底してほしい、こう思ひます。またこの先行実施の最終が、政令で定める法の施行日の前日となっておりますが、先行実施から得た資料についてはいづれ報告をいただける、こう思ふのですが、これは確認しておきたいと思ふのです。

○遠藤説明員 先行実施の終期は、政令で定める日の前日ということばの意味は、先行実施からそのまま本実施に入るといふことでございます。資料その他は、その過程におきまして収集された資料をそのまま使ひまして本実施に備える、こういうことになろうかと思ひます。

○樋上委員 それではもう一度最後に確認しておきますが、先行実施にあたって検討していただかなければならない問題は種々あると思ふのです。絶対に試験のために加入者に迷惑をかけることのないようくれぐれも要望しておきたいと思ひます。

では、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○高橋委員長 次回は明二十日午後二時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十一分散会

昭和四十七年四月二十七日印刷

昭和四十七年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局